

第4次大阪府障がい者計画

～人が人間(ひと)として支えあいともに生きる自立支援社会づくり～

一部抜粋

平成 24(2012)年 3月
大 阪 府

《平成 27 (2015) 年 3月改定》

ごあいさつ

大阪府では、これまで「人が人間（ひと）として普通に暮らせる自立支援社会づくり」を基本理念として掲げ、さまざまな障がい者施策を推進してきました。

しかしながら、障がい者の自立と社会参加はなお道半ばであり、今改めて今後の方向性と具体的な道筋を明らかにしていくことが必要です。また、時あたかも国においては、制度改革に向けたさまざまな議論が続けられており、こうした新たな動向を適切に府の施策に反映させていくことが求められています。そこでこのたび、この「第4次大阪府障がい者計画」を策定いたしました。

この計画を策定するに当たり、障がい当事者や家族のほか、企業関係者や障がい者就労に関わっている方なども参画する「大阪府障がい者施策推進協議会」及び「第4次大阪府障がい者計画（仮称）検討委員会」において、熱心な議論をいただきました。御参画いただきました関係者の皆様には厚く御礼申し上げます。本計画は、そこで取りまとめられた意見具申を最大限尊重して策定したものです。

今後、大阪府は、本計画が定める「人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会づくり」という基本理念や5つの基本原則、そして「地域移行の推進」、「就労支援の強化」、「施策の谷間にあった分野への支援」という3つの最重点施策を踏まえ、本計画が真に実効性あるものとするためのさまざまな取組みを進めていきます。このため、大阪府においては、これまで以上に、障がい者や府民、事業者、市町村などさまざまな関係者との議論を重ね、また、客観的なデータや情報を積極的に収集・分析して、施策の企画立案を進めていきます。

今、求められているのは、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に尊重しながら共生する社会を築いていくことです。障がい者が社会の中で特別な存在ではなく、生き生きと暮らすことができるまちは、障がいのある人のみならず、障がいのない人にとっても住みやすいまちとなるはずです。そして、これを実現していくことは、大阪のまちの魅力を高めることにもつながります。

そして、今後、障害者基本法において規定された障がい者に対する「合理的配慮」を考え、実践していくことが必要になります。府民の皆様をはじめ、障がい者や事業者の皆様も、引き続き障がい者の自立と社会参加のために考え、行動していただきたいと思います。

「人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会」をともにめざしていきましょう。

平成24（2012）年3月

大阪府知事 松井 一郎

目 次

第1章 計画策定にあたって	
1. なぜ計画の策定が必要か	1
2. この計画はどのような性格を持っているか	2
3. 計画の目標時期はいつか	3
4. 計画が実行性をもつために	4
5. 計画を推進する体制や進行管理をどうするか	4
第2章 基本的な視点	
1. 基本理念	6
2. 基本原則	6
3. 障がい者の自立と社会参加のために私たちは何をすべきか	7
第3章 施策の推進方向	
第1節 最重点施策	10
第2節 生活場面に応じた施策の推進方向	13
Ⅰ 生活場面「地域やまちで過ごす」	13
Ⅱ 生活場面「学ぶ」	29
Ⅲ 生活場面「働く」	44
Ⅳ 生活場面「心や体、命を大切にする」	55
Ⅴ 生活場面「楽しむ」	64
Ⅵ 生活場面「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」	70
第4章 第4期大阪府障がい福祉計画の数値目標及び見込量について	
1. 成果目標等	82
2. 区域設定	86
3. 障がい福祉サービス等の見込量（活動指標）	87
4. 各年度の指定障がい者支援施設の入所定員総数	110
5. 地域生活支援事業の実施に関する事項	111
第5章 大阪府における障がい者の状況等	
第1節 大阪府における障がい者数	117
第2節 生活場面ごとの施策等の状況	120
第3節 平成22年度障がい者の生活ニーズ実態調査について	140

第1章 計画策定にあたって

1. なぜ計画の策定が必要か

○ 大阪府では、昭和 58（1983）年以降、3次にわたって、障害者基本法の定める障がい者計画を策定し、福祉、教育、就労、まちづくりなどの施策を総合的、計画的に推進してきました。

また、平成 18（2006）年からは、障害者自立支援法の施行により、障がい福祉サービス等が地域で計画的に提供されるよう、都道府県及び市町村において、これまで2期にわたって障がい福祉計画を策定し、取組みを進めてきました。

○ これまでの大阪府の取組みの中では、例えば、入所施設の利用者や入院中の精神障がい者の地域移行が全国的にみても進展するとともに、障がいの有無にかかわらず「ともに学び、ともに育つ」教育や福祉のまちづくりなどが大きく進んできました。

一方、就労についてみれば、大阪府独自の就労支援により一定の成果を上げてきたものの、実績は十分ではないなど、障がい者の自立と社会参加を達成するためには、今後とも施策全般にわたって総合的にサービスを充実させていくことが必要です。また、社会情勢の変化などに的確に対応していくためには、計画策定を通じて定期的に状況を確認し、目標や施策を見直すことも不可欠です。

○ 国では、障がい者制度全般にわたる改革が進められています。平成 23（2011）年8月には、障害者基本法の改正が行われました。障がい者の定義を、障がい（機能障がい）のみで捉えるのではなく、社会的障壁（日常生活や社会生活を営む上で障壁となる事物、制度、慣行、観念等）という社会との関係性において捉えることや、社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮がされなければならないとの規定が設けられました。

一方、平成 23（2011）年3月には東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）が発生し、地震や豪雨など自然災害による被災障がい者への支援について、改めてその課題が浮き彫りになりました。

○ このような社会の動きやこれまでの施策の進捗状況、府民ニーズ等をふまえた新たな計画を策定するため、大阪府では、障がい当事者やその家族が多数参画する「第4次大阪府障がい者計画（仮称）検討委員会」における議論をもとに、平成 23（2011）年 12 月に大阪府障がい者施策推進協議会が取りまとめた意見具申「第4次大阪府障がい者計画（仮称）の策定について」を最大限に尊重し、また、障がい福祉計画については国の基本指針（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号）にも即して、第4次大阪府障がい者計画及び第3期大阪府障がい福祉計画を一体的に策定しました。

○ このうち、第3期大阪府障がい福祉計画については、平成 26（2014）年度末で終期を迎えます。

このため、平成 24（2012）年 6 月に障害者自立支援法に代わって公布された、障がい者の定義に新たに難病等が加えられることをはじめ障がい福祉サービスの充実等を内容とする障害者総合支援法や、平成 25（2013）年 6 月に公布された、障害者基本法の改正において基本原則として規定された「差別の禁止」に関するより具体的な規定を示す障害者差別解消法といった、計画策定当時の状況変化や、改正された国の基本指針（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号）等をふまえ、平成 27（2015）年 3 月に、新たに第 4 期大阪府障がい福祉計画を策定し、第 4 次大阪府障がい者計画にその内容を反映します。

- 大阪府としては、計画の推進を通じて、市町村とともに障がい福祉サービスや相談支援などのさらなる整備・充実を図るとともに、教育や就労、まちづくりなど広範な施策の推進を図り、障がい者の自立と社会参加を実現することをめざします。

2. この計画はどのような性格をもっているのか

- 都道府県障がい者計画は、障害者基本法第 11 条第 2 項に基づくものであり、長期的な視野から、障がい者施策全般に関する基本的な方向と達成すべき目標を示す総合的な計画です。

また、府民が行う障がい者に対する支援活動や市町村の障がい者施策及び市町村障がい者計画に関するガイドラインにもなるものです。

- 都道府県障がい福祉計画は、障害者総合支援法第 89 条第 1 項の規定に基づくものであり、国の基本指針に即して、3 年間の障がい福祉サービスの見込量等を示すものです。

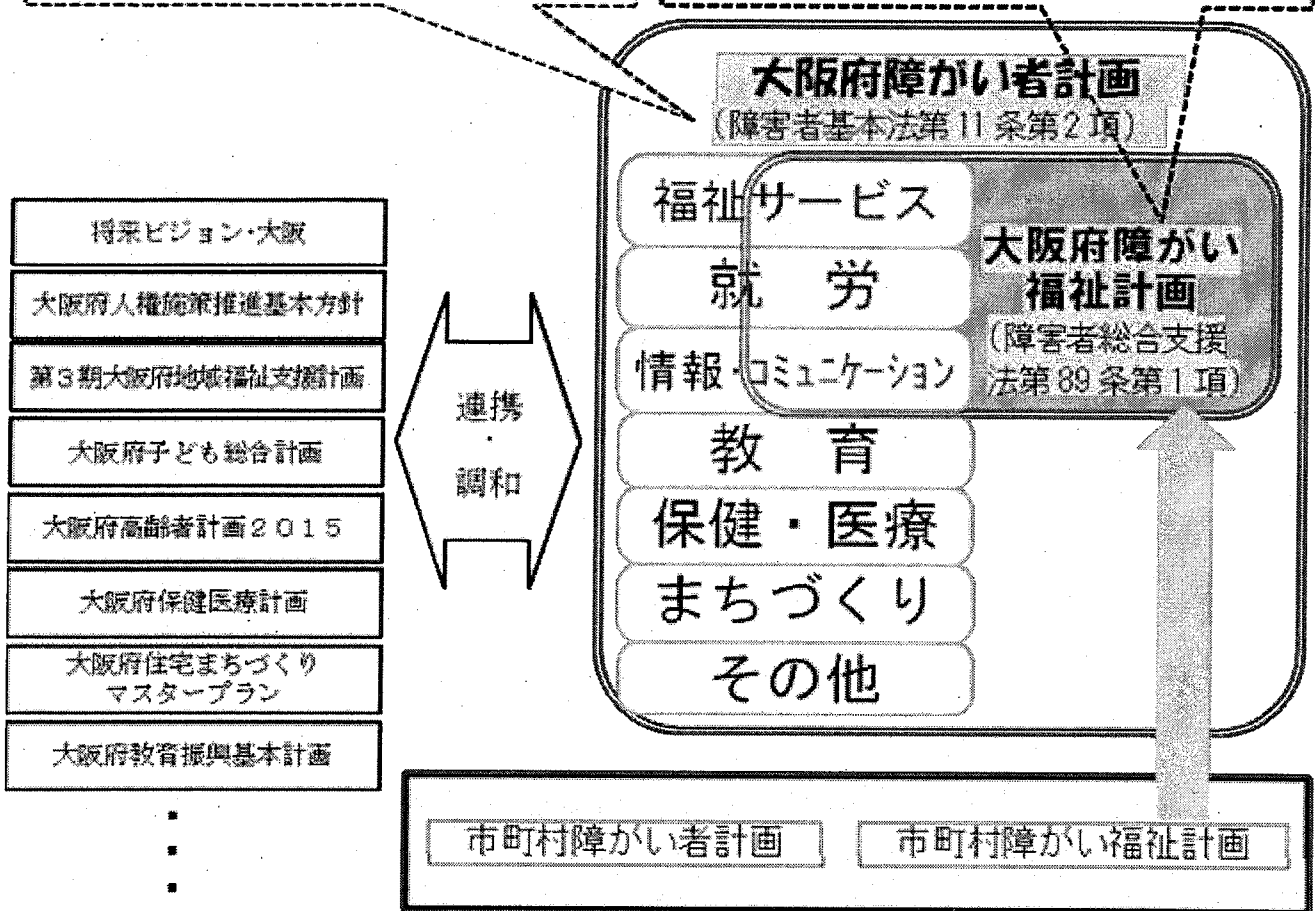
また、都道府県障がい福祉計画と同時に策定する市町村障がい福祉計画の達成に資するため、これら各計画との整合を図りながら、広域的な観点から障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等に関して、具体的な数値目標を設定し、その実現に向けて取り組むべき方策等を定めています。

- 大阪府の障がい者計画は、障がい福祉計画を含み、一体的に記述しており、平成 27（2015）年 3 月に策定する第 4 期大阪府障がい福祉計画のうち、障がい福祉サービスの見込量等については、市町村の算定したものを集計して設定し、第 4 章に該当部分をまとめて掲載しています。

- また、この計画は、「将来ビジョン・大阪」、「大阪府人権施策推進基本方針」、「第 3 期大阪府地域福祉支援計画」、「大阪府子ども総合計画」、「大阪府高齢者計画 2015」、「大阪府保健医療計画」、「大阪府住宅まちづくりマスタープラン」、「大阪府教育振興基本計画」など関係計画等との連携・調和を図っています。

都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を遁ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害福祉計画」という。）を定めるものとする。



3. 計画の目標時期はいつか

○ 第4次大阪府障がい者計画の計画期間は、平成 24（2012）年度から平成 33（2021）年度までの 10 年間とします。

一方、障がい福祉計画は、国の基本指針で、3 年を 1 期として策定することになっており、第 4 期大阪府障がい福祉計画は、平成 27（2015）年度から平成 29（2017）年度までの 3 年間の計画とします。

○ 障がい者計画は、計画期間中であっても、府民のニーズや社会経済情勢の大きな変化、法令・制度の改正等に対応する必要がある場合は、見直します。

障がい福祉計画に相当する部分については、3 年後に見直すことになるほか、障害者総合支援法附則第 3 条に規定される、法施行後における、同法および障がい者等の福祉に関する他法の規定の施行状況等に応じた検討に基づく必要な措置等に伴い、内容を変更することがあります。

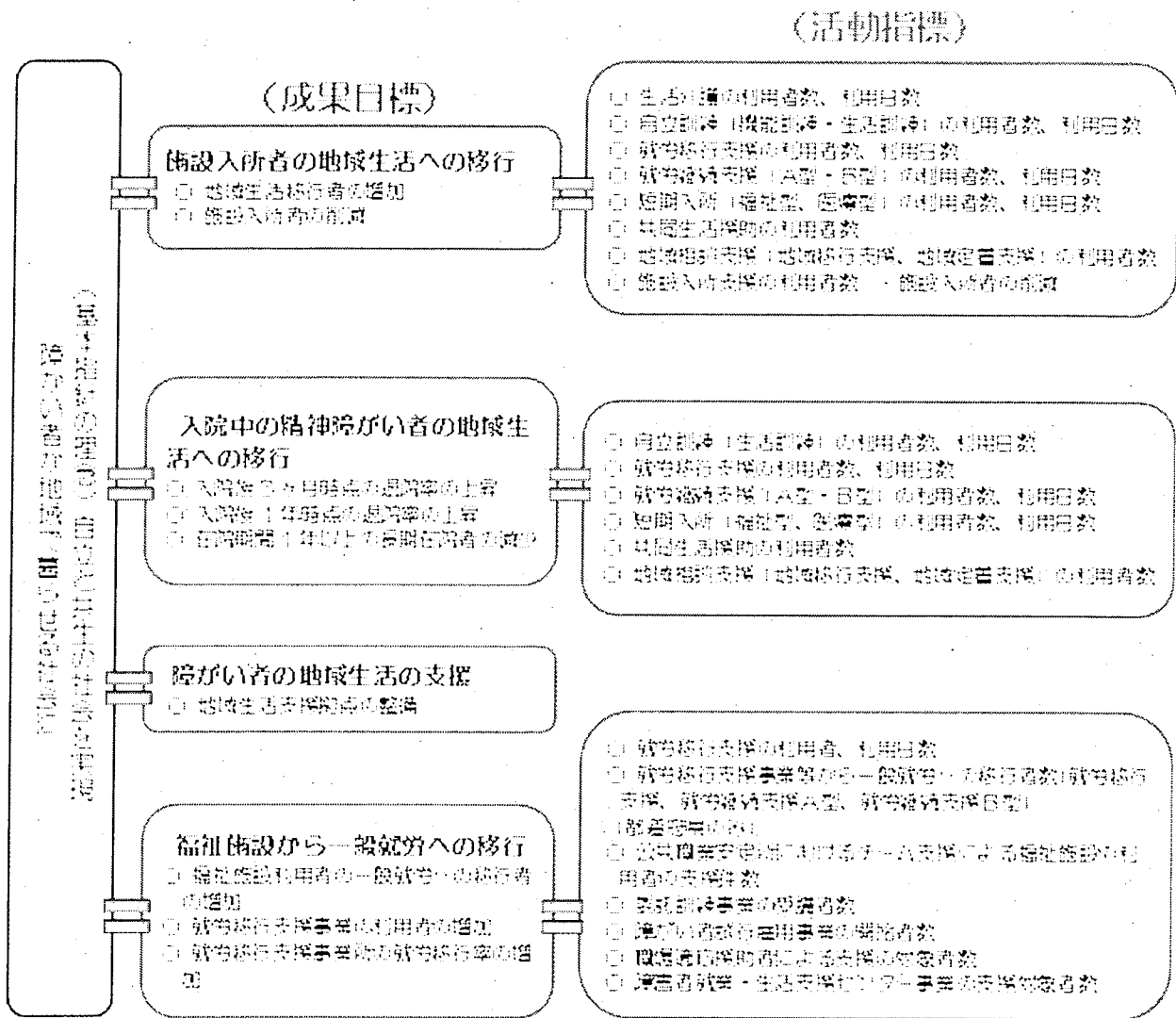
4. 計画が実効性をもつために

- 大阪府では、予算事業だけでなく、予算を伴わない取組みも含めあらゆる手法を用いて、計画に実効性を持たせることが必要であると考えています。具体的な事業や取組みについては、そのときどきの要請、状況に応じて検討していくこととし、引き続き、適切な状況把握と効果的な事業実施に向け、最大限の努力をしていきます。
- また、国に対しては、障がい者の自立と社会参加を実現する上で必要な法制度や施策の創設・改正がなされるよう、具体的な要望及び提言を行っていきます。さらに、施策の進捗状況をふまえ、市町村など関係者との連携を密に図り、目標を達成していきます。

5. 計画を推進する体制や進行管理をどうするか

- 計画は、大阪府のホームページに掲載し、市町村をはじめ、さまざまな関係者に周知等を図ります。
- 大阪府においては、大阪府障がい者施策推進本部のもと関係部局が連携しながら、この計画を推進し、障がい者施策の充実を図ります。
- 大阪府では、今後とも、障がい当事者を中心に関係者の意見を大切にしていきます。このため、毎年度、大阪府障がい者施策推進協議会に計画の進捗状況等を報告し、点検、評価等を受けるとともに、障がい者等への支援体制の整備を図るため、障がい者の福祉、医療、教育、雇用などの関係者で構成される大阪府障がい者自立支援協議会にも計画の進捗状況等を報告し、その対応策などについての意見を聴き、計画の推進を図っていきます。
障がい者雇用・就労の促進に向けては、大阪府障がい者自立支援協議会の下に、国等の関係機関の参画を得て設置した就労支援部会を中心に施策の推進に取り組みます。
- なお、第4期障がい福祉計画については、国の基本指針により、平成29年度を目標年度として、障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）を設定するとともに、平成27年度から平成29年度までの各年度の障がい福祉サービス、相談支援及び障がい児支援等の各分野における取組みの状況を分析するための指標（活動指標）を設定し、その見込値の達成のための方策等を明らかにすることにより、同計画の目標を実現していかなければならないこととされています。このため、方策等については第3章に反映するとともに、成果目標や活動指標等については第4章において掲載しています。また、「成果目標」については年1回、「活動指標」については年2回、その進捗状況の分析・評価等を行い、その結果を公表します。

(第4期大阪府障がい福祉計画における成果目標と活動指標の関係)



第2章 基本的な視点

大阪府は、以下の基本理念、基本原則に基づいて施策を推進していきます。

1. 基本理念

人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会づくり

これは、第3次大阪府障がい者計画（後期計画）の基本理念（「人が人間（ひと）として普通に暮らせる自立支援社会づくり」）が引き続き重要であることを認識しつつ、障害者基本法の改正などをふまえ、新たに以下の点を盛り込むものです。

① 合理的配慮の実践

障害者基本法に明記された「必要かつ合理的な配慮」を社会全体が真剣に考えていくことが必要であり、社会を構成する個々人の「支えあい」により、合理的配慮の実践が広がっていく社会であること。

② とともに生きる社会の実現

障がいの有無や程度に関わらず、だれもが誇りと尊厳を持って、社会を構成する一員として暮らす共生社会・インクルーシブな社会（ともに生きる社会）であること。

③ 支援の拡充

今後、こうした社会を実現するため、障がい者に対する支援を拡充し、引き続きその自立を支えていくこと。

2. 基本原則

（1）権利の主体としての障がい者の尊厳の保持

すべての障がい者は基本的人権を有しています。これまでは保護されるべき者という見方が強かったと考えられますが、障害者基本法において権利の主体としての位置づけが明確にされました。障がい者は権利の主体として、いつ、いかなるときにおいても人間（ひと）としての尊厳を保持されなければなりません。

（2）社会的障壁の除去・改善

障がい者を定義するに当たって、これまでは、当事者の心身の機能障がい重視されてきました。しかし、障害者基本法において、障がい者は、障がいがあるだけでなく、社会との関係の中で日常生活上の制限を受ける者というように、社会との関係を含めて定義されることとなりました。したがって、今後は障がい者にのみ機能障がい克服の努力を求めるのではなく、障がい者の自立や社会参加を妨げている社会的障壁を除去し、改善することを考えなければなりません。

(3) 障がい者差別の禁止と合理的配慮の追求

障害者基本法において、相手方に過度の負担を課すものではないときは、障がい者が必要とする社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮がされなければならないことが明記されました。現状では依然として障がい者に対する差別・偏見が存在していると言わざるを得ず、今後は、同法で示された「必要かつ合理的な配慮」について普及を図りながら、差別のない社会の構築に一層取り組んでいかなければなりません。

(4) 真の共生社会・インクルーシブな社会の実現

障害者基本法第1条においては、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することが規定されています。

障がいの有無に関わらず、それぞれの個性と差異と多様性が尊重され、それぞれの人格を認め合う「共生社会」、そして、障がい者が社会の構成員として分け隔てられることなく地域社会とともに自立し支えあう社会（インクルーシブな社会）の実現を追求していくことが重要です。

また、障害者基本法で、言語に手話が含まれることが明らかにされたように、今後、意思疎通のための手段についての選択の機会を確保することが重要です。

(5) 多様な主体による協働

上記(3)の「必要かつ合理的な配慮」という考えが導入されたことは、今後、障がい者の自立と社会参加という課題を、より社会全体で考えなければならなくなったことを意味します。

さらに、多様化する障がい者ニーズに対応し、障がい者の自立と社会参加を進めていくには、行政、障がい当事者や家族、府民、事業者、NPO、地域団体など多様な主体の参画と協働により障がい者施策を進めていくことが重要です。

3. 障がい者の自立と社会参加のために私たちは何をすべきか

「人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会」を実現していくためには、上記のとおり、社会を構成する多様な主体が自らの役割を自覚し、それぞれの持てる力を発揮、協働して社会全体としての取組みを進めていかなければなりません。

(1) 府民の皆さん一人ひとりに考え行動していただきたいこと

○ さまざまな施策の進展や関係者の努力等にも関わらず、障がい者の自立と社会参加は未だ十分とは言えません。こうした現状を改善するためには、まず何よりも、府民

の皆さんが障がい者を取り巻く状況や障がい・障がい者に対する正しい理解と認識を持っていただくことが不可欠です。

単に「障がい者」といっても、それぞれの障がい特性によって課題や支援方策は大きく異なります。また、障がい者に優しい社会はだれもが暮らしやすい社会でもあります。こうした点への認識を深めるためにも、障がいのある人と交流する場を持つことは大切です。そして、「ともに生きる社会」を実現するため、障がい者がグループホームなど地域で暮らすことや社会参加することに協力し、障がい者を支える活動に積極的に参加することが期待されます。

また、障害者基本法に「必要かつ合理的な配慮」を行うべきことが明記されたことを忘れてはなりません。「合理的配慮」について議論を深めながら、実践していくことが必要です。

- 企業等においては、障害者雇用促進法や「大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例」（ハートフル条例）に基づき、多くの障がい者が働くことができる場を提供することはもとより、障がい者が職場に定着し能力を発揮できるような職場環境を整備することが求められています。職場における「合理的配慮」も実践していくことが必要です。

また、近年、社会貢献の一環として、障がい者支援施設等で生産された製品の購入など、直接の雇用に依らずに障がい者の経済的自立や社会参加の促進に寄与する取組みも期待されています。

（2）障がい者自身に取り組むこと

障害者基本法において、障がい者は権利の主体として位置づけられています。地域で自立した生活を送ることができるよう、十分な情報提供を受けたいうで、必要とするサービスを利用することができます。そのためにも、社会との関係を構築し、必要なサービスを利用しながら、自立と社会参加に向けて努力することが求められます。例えば、一定年齢になれば働き、人との交流を通じた心身の成長や社会貢献ができるという意識を障がい者自身とその家族が持つことが重要です。

さらに、地域や社会のことをともに考え、地域社会に参画していきましょう。「サービスの受け手」となるだけでなく、同じ障がいがある人同士の支えあいや他の障がい種別の人への支援など「サービスの担い手」としての役割も期待されます。その際、地域の障がいのある人同士が仲間となり、障がい者の生活の質を高める活動を広げていくことも期待されます。

（3）専門性が期待される事業者

障がい者の尊厳を保持するためには、サービスを提供する事業者が適切な情報提供を行いながら、障がい者のニーズに応じた質の高い支援を安定的に提供し、その社会的役割を果たしていくことが重要です。

事業者は、他の事業者と連携、協力しながら、不断に専門性を向上させることによって、社会的評価を高めていかなければなりません。

(4) 広がる市町村の役割

市町村は、住民に身近な基礎的自治体として、また、援護の実施者として、障がい者のさまざまなニーズにきめ細かく対応していくことが必要です。

また、個別の対応のみならず、「まちづくり」の観点から、住民に対する説明責任を果たしながら、サービス基盤の確保や障がい者の権利擁護システムの構築、既存の社会資源の活用など、地域全体として障がい者等のニーズに添えていく方策をより積極的に検討する必要があります。そのためには、地域の実情の把握に努めるとともに、自らの施策立案能力を高めていくことが期待されます。

(5) 大阪府の責務

大阪府は、広域的、専門的な観点から、市町村と連携し、障がい者が、いつでも、どこでも必要なサービスを利用し、自立した生活を送り、社会参加できるよう、障がい者施策に取り組みます。このため、人材の量的・質的な確保やノウハウの提供、市町村などに対する必要な情報提供や助言・援助等の支援を行います。また、市町村ごとにサービス水準の格差が生じないように、基盤整備に向けた課題の研究や、課題解決に向けた支援を行うとともに、単独の市町村では取り組みにくい分野について、基盤整備に向けて市町村間の調整を図っていきます。

これまでの先駆的な事業によって蓄積してきた知識・技術を生かし、さらに発展させるという気概を持って必要な施策を推進します。厳しい財政事情や経済状況の中にあっても、必要な予算を確保しつつ、予算を伴わない取組みなど創意工夫を凝らしながら、施策立案モデルとして府内市町村に提案できるよう取組みを進めていきます。

また、制度の運用実態や障がい者等の意見の把握に努め、制度の見直しや改善が必要な課題に関する国への積極的な提言も、大阪府の重要な役割です。

第3章 施策の推進方向

第1節 最重点施策

大阪府は、障がい者の自立と社会参加に向けたさまざまな取組みを実施しますが、特に次の3つの分野を最重点施策として強力的に推進します。

1. 入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進

障害者権利条約が示しているとおり、障がい者が自ら住みたいと思う場所で、当たり前前の生活を送ることが重要です。

入所施設や精神科病院に入所・入院している障がい者が、地域生活基盤の整備の遅れによって地域とのつながりもないままに施設等で生活することを余儀なくされるのではなく、本人の希望に応じて地域生活を送れるようにするため、一層強力的に地域移行を推進していきます。

地域移行は、「施設等から生活の場を移すための支援」だけではなく、個々人が地域で生活経験を積み上げていく「生活づくり」の支援であり、安心して地域で暮らし続けることを含めて支援をしていきます。

また、地域移行の本質は、地域での生活基盤の整備とそれを担う人材の確保、充実にあることを認識し、地域での住まいの場をはじめ、介護や日中活動の場などのさまざまなサービス、権利擁護システムなどを整備していきます。

【数値目標（平成 29 年度）】

- ・地域移行：平成 25 年度末時点の施設入所者数の 14.9%以上
- ・入所者数の減少：平成 25 年度末時点の施設入所者数の 5.6%以上
- ・精神科病院からの退院促進：平成 29 年度の調査時点（6 月 30 日）までに入院後 3 ヶ月時点の退院率を 64%以上とし、入院後 1 年時点の退院率を 91%以上とします。また、平成 29 年度の 6 月末時点の在院期間 1 年以上の長期在院者数を、平成 24 年度の 6 月末時点から 18%以上削減します。

【数値目標】

- ・地域移行を進め、18 歳以上の障がい児入所施設利用者ゼロ（平成 29 年度末）

2. 障がい者の就労支援の強化

働くことは、経済的自立に資するのみならず、生きがいや社会とのつながり、自己実現という観点からも大きな意義があります。

また、今後、生産年齢人口の減少や高齢者人口の急増、さらには人口そのものが減少し、産業、都市構造、人々の暮らしなどに大きな変化や影響が生じることが懸念される

我が国においては、より多くの障がい者が能力を発揮できる社会を構築していくことが重要です。

そのため、障がい種別や障がいの程度、特性、個々の適性、ニーズに応じたきめ細かな就労支援の強化を図ります。

さらに、働き始める支援にとどまらず、安心して働き続けることができるよう（職場定着支援）、また、離職したとしても再就職ができるよう、きめ細かく支援します。

とりわけ、平成 30 年 4 月から「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されることに伴い、大幅な増加が見込まれる精神障がい者の就労者に対して、障がい特性をふまえた職場定着支援が重要な課題となっています。

【数値目標】

- ・ 府内民間事業主における実雇用率：2.0%以上（平成 29 年 6 月）
- ・ 福祉施設からの一般就労者数：1,500 人以上（平成 29 年度）
- ・ 就労移行支援事業の利用者数：2,978 人以上（平成 29 年度末時点の利用者数）
- ・ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加：就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上（平成 29 年度）
- ・ 障害者就業・生活支援センターの支援による就職者の 1 年後職場定着率：90%（平成 29 年度）

3. 施策の谷間にあった分野への支援の充実

一般に、身体障がい、知的障がい及び精神障がいを「3障がい」と表現していますが、近年では、精神障がいの一類型である発達障がいや高次脳機能障がいといった障がいも注目されています。これらは、周囲からはわかりにくい障がいであることに加え、従来精神障がい者に対するサービスだけでは十分に対応できないという課題があります。

また、障がい児に対する支援は成人に対する支援とは異なる部分があり、保護者も含め家族単位で支援することが必要ですが、これまでサービス基盤の整備が遅れてきたことは否めません。児童福祉法が障がい児への取組みを強化するという視点で改正されたことや、今後の国の動向もふまえた対応が必要です。

加えて、高度医療の進展等に伴い、医療的ケアが必要な重症心身障がい児者が増加傾向にある中、こうした重度の障がい者が、地域で安心して生活を送ることができるようにするため、また家庭で重症心身障がい児者を介護している家族の負担を軽減するための基盤整備が急務となっています。

さらに、視覚と聴覚に重複して障がいがある盲ろう者については、日常生活や社会参加を支えていく上で、コミュニケーション支援及び移動の支援を一層充実させていくことが重要であり、盲ろう者の障がい特性に応じた支援が必要です。

なお、平成 25（2012）年 4 月の障害者総合支援法の施行に伴い、障がい者の範囲に 130 疾病の難病等が追加されました。また、平成 26（2014）年 5 月に難病医療法が成立したことによる医療費助成の拡大に伴い、平成 27（2015）年 1 月より障がい福祉サービスの対象が 151 疾病に拡大されました。平成 27（2015）年の夏から秋

頃にもさらなる拡大が予定されており、引き続き、難病の患者等への支援体制の整備が重要な課題となっています。

【数値目標（平成 29 年度）】

- 発達障がい児に対する専門療育の実施市町村数：43 市町村
- 高次脳機能障がい地域支援ネットワークの構築：8 圏域（すべての二次医療圏）
- 重症心身障がい児者地域ケアシステムの実践：6 圏域（大阪市、堺市を除く二次医療圏）
- 喀痰吸引等を実施する障がい福祉サービス事業所数：新たに 180 事業所
- 大阪府登録盲ろう者通訳・介助者：600 人

Ⅲ 生活場面「働く」

1. 現況と10年後のめざすべき姿

【めざすべき姿】

障がい者が働くことを当然と考え、能力や適性を活かして仕事に就き、働き続けている

【現状の評価と課題】（P.128～P.130参照）

大阪府では、「行政の福祉化」の取組みや「大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（ハートフル条例）¹」の制定、障がい者雇用促進センターや、大阪府庁での業務経験を活かして一般企業等への就労をめざすハートフルオフィスの設置など、全国的にも特筆すべき取組みを実施し、一定の成果を上げてきました。しかし、一方では、法定雇用率の達成企業割合が依然として全国平均を下回っているなど、さらなる取組みが必要となっています。また、福祉事業者における就労ノウハウの蓄積や福祉施設での工賃水準の向上も、大きな課題となっています。

障がいがあっても、適性や個性を活かして就労し、働き続けることが当たり前になれる社会を構築するため、すべての関係者が協力し、就労から職場定着、離職後の再就職まで、切れ目なく支援することが必要です。

とりわけ、平成30年4月から「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されることに伴い、大幅な増加が見込まれる精神障がい者の就労者に対して、障がい特性をふまえた職場定着支援が重要な課題となっています。

また、企業等においては、法定雇用率の達成に加え、障がい特性を十分に理解し、障がい者に対する「合理的な配慮」を実践することにより、働きやすい就労環境等が整備されるよう取り組むことが重要です。

2. 個別分野ごとの施策の方向性

（1）実際に多くの障がい者が働いている

①障がい者雇用の拡大

- 実雇用率で日本一となり、併せて、働きたいと願う障がい者が適性や個性を活かして仕事に就き、働き続けることができる「障がい者雇用日本一・大阪」の達成に向け、障がい者雇用の促進します。

¹ 「大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（ハートフル条例）」とは、大阪府が行う障がい者雇用・就労に関する基本的施策を定めるとともに、契約締結や補助金交付の相手方など大阪府と関係のある事業主に対して法定雇用率の達成を求める条例です。

【数値目標（平成29年6月時点）】

- ・民間事業主における実雇用率：2.0%以上

- ハートフル税制の活用や大阪府障がい者雇用促進センターによる専門的な助言等により、特例子会社の設立を促進し、重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の雇用機会の拡大を図ります。
- 大阪障害者職業能力開発校や大阪府立高等職業技術専門校における実践的な職業訓練、社会福祉法人や企業等を活用した多様な委託訓練において、就職に必要な技能取得のための職業訓練を引き続き実施します。
また、障がい者に対する在職者訓練を引き続き実施します。
これらの取組みは、企業ニーズと障がい者の特性を考慮して実施します。
- 大阪府では、行政のあらゆる分野において施策の創意工夫や改善を通じて、雇用・就労機会を創出させる「行政の福祉化²」の取組みを引き続き推進します。
また、総合評価一般競争入札の実施や指定管理者の選定の際に、障がい者雇用など福祉への配慮について評価することや、チャレンジ雇用³などの取組みを大阪府の関係団体や市町村などに引き続き働きかけます。
- 自治体等における知的障がい者・精神障がい者の採用を視野に入れ、障がい者雇用・就労機会の一層の拡充を図ります。

②企業等の障がい者雇用の不安の除去

- 企業等に対する広報・啓発をより一層充実するとともに、公共職業安定所との連携を強化しながら、企業等に対し障がい者雇用への理解を高める取組みを進めます。特に、大阪府障がい者雇用促進センターにおいて、事業主への働きかけときめ細かな支援を行います。
- 障がい者雇用や就労支援を積極的に実施する企業等を「障がい者サポートカンパニー」として登録し、その取組みの周知や顕彰を行い、障がい者の雇用と就労支援を推進します。
- 障がい者と事業主の双方にとって障がい者雇用の拡大に利点のある職場体験・職場実

² 「行政の福祉化」とは、大阪府政のあらゆる分野において、福祉の視点から総点検し、住宅、教育、労働などの各分野の連携のもとに、施策の創意工夫や改善を通じて、障がい者や母子家庭の母などの雇用就労機会を創出し、自立を支援する取組みをいいます。

³ 「チャレンジ雇用」とは、国、各自治体において障がい者を非常勤職員として雇用し、1～3年の業務経験をふまえ、一般企業等への就労をめざすものをいいます。

習の機会の拡大を図ります。

- 職場体験実習の受入れや多様な委託訓練、トライアル雇用、ジョブコーチ支援などを活用し、企業側の障がい特性や個々の障がい者の適性、能力、職場への適応性の理解につなげていきます。
- 雇用分野における「差別の禁止」や「合理的配慮の提供」については、国において具体的な指針が示された段階で、国等関係機関と連携しながら、企業等に対する啓発をはじめとする取組みを進めていきます。

③就労に向けた関係機関の連携

- 障害者就業・生活支援センターを核とした地域の就労支援ネットワークを構築・強化し、職場体験実習・雇用受入れ企業の開拓から職場定着支援まで、働き続けるための支援を充実します。

【数値目標（平成 29 年度）】

○福祉施設からの一般就労者数：1,500人以上

《参考》平成 25 年度福祉施設からの一般就労者数：1,012人

- 福祉施設からの一般就労をはじめ、障がい者の雇用・就労の促進を図るため、大阪府の関係部局における情報共有のほか、大阪労働局や公共職業安定所等の国の機関を含めた関係機関等による連携・協力の取組みを進めます。
- ニーズに応じたきめ細かな支援を身近な地域で行うことができるよう、OSAKAしごとフィールド（障がい者応援コーナー）を運営するとともに、市町村が実施する地域就労支援事業が円滑かつ効果的に実施できるよう連携を図ります。

(2) いろいろな場で障がい者が仕事をできる

①就労移行支援事業の機能強化

- 就労移行支援事業所について、障がい者の一般就労に関係する他の関係機関との連携を図り、訓練から就職、職場定着、離職後の再チャレンジまでの一貫した支援の流れを充実強化し、特に就労実績のない事業所を重点的に支援します。
併せて、就労支援の知識や技術を有する人材を養成します。

【数値目標（平成 29 年度）】

- ・就労移行支援事業の利用者数：2,978人（平成 29 年度末時点）以上
- ・就労移行支援事業所ごとの就労移行率：就労移行率 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上

・就労実績のない就労移行支援事業所数：ゼロ

《参考》平成 25 年度就労実績のない就労移行支援事業所：25.5%

- 精神障がい者や発達障がい者、高次脳機能障がい者に対する就労支援の知識や技術を持つ事業所を育成し、そのノウハウの普及を図っていきます。

②就労継続支援事業の充実

- 就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）について、それぞれの機能や役割分担をふまえ、地域において不足するサービス基盤の整備や質の向上に取り組みます。
- 一般就労と福祉的就労の間にも位置づけられる社会的雇用について、国における議論の動向を注視し、賃金補填の適否などについて、所得保障のあり方をふまえて研究するとともに、ヨーロッパ等で展開されている「ソーシャル・ファーム⁴」についても、その動向を注視し、情報収集に努めます。

③工賃水準の向上

- 施設の状況に応じた経営改善などの支援を継続するとともに、共同受注の仕組みを強化するなど、効果的な方策を検討し、市町村とともに、工賃水準の向上を図ります。

【数値目標（平成 29 年度）】

・大阪府内の平均工賃水準の向上：月額 13,900 円

《参考》平成 25 年度大阪府内の平均工賃水準：10,345 円

- 官公需に係る福祉施設の受注機会の拡大に取り組むとともに、市町村や企業等に対して、庁舎等を活用した販売スペースの提供や、清掃業務などの委託業務の発注の促進等が実施されるよう働きかけます。

④企業等への雇用だけでなく多様な障がい者の働く場の拡大

- 自営や起業、福祉職場や創作活動による収入等、多様な就労形態や新規就労への参入の可能性のある分野の開拓に取り組むとともに、就労意欲の喚起につながる情報提供や相談機能を充実します。
- 多くの視覚障がい者が従事する三療業（あん摩マッサージ指圧業、はり業、きゅう業）の健全な発展を促すとともに、警察当局との連携を密にし、違法営業（無資格者による

⁴ 「ソーシャル・ファーム」とは、障がい者や労働市場で不利な立場にある人々のために、当事者視点に立って民間的手法を用い、仕事を生み出し、支援付き雇用の機会を提供することに焦点を当てた事業をいいます。

施術)を厳しく指導するとともに、府民に対する啓発に努めます。

- 大阪府ITステーションにおいて、就労に向けたIT講習・訓練を実施するとともに、就労相談や企業開拓を行うなど、障がい者の雇用・就労支援の拠点として活用します。
- 視覚障がい者が、本人の適性、能力及び意欲に応じていろいろな職種にチャレンジできるよう、テレワーカーの養成や技術向上をはじめ、新たな職域の開拓、就労機会の確保を図ります。
- ICTや就労支援機器等を活用した在宅や身近な場所での就労機会の確保方策を引き続き検討し、移動が困難な重度障がい者の就労を支援します。

(3) 障がい者が長く働き続けることができる

- 事業主への雇用管理に関する理解を深め、働きやすい職場づくりを支援します。また、地域の就労支援の核となる障害者就業・生活支援センター等の機能強化を図ります。

【数値目標(平成29年度)】

- ・ 障害者就業・生活支援センターの支援による就職者の1年後職場定着率：90%
- 《参考》平成25年度障害者就業・生活支援センターの支援による就職者の1年後職場定着率：77.0%

- 精神障がい者をはじめ障がい者が職場に適應できるよう、就職前の段階から、短時間勤務やグループ就労、職場体験実施の助言・提案、地域の医療機関との連携など、障がい特性や個々の適性等に応じた効果的な就労支援に努めます。
- 障がい者を雇用する企業等による日常的な支援・指導体制が、早期に構築されるよう働きかけます。
また、余暇活動や障がい者同士の情報交換や悩み相談の場などの充実を図ります。
- 離職した障がい者を就労移行支援事業等の日中活動系サービスにつなぐことや、障がい者職業訓練の活用を図ることなど、雇用と福祉分野の連携を図りながら、障がい者の再就職までを支援する仕組みづくりを一層推進します。
- 不慮の事故等により離職を余儀なくされた障がい者について、障がいの受容に向けた心理面のサポートなど、企業等で働き続けることができるよう支援します。

【コラム】 障害者就業・生活支援センターと自立支援協議会の連携

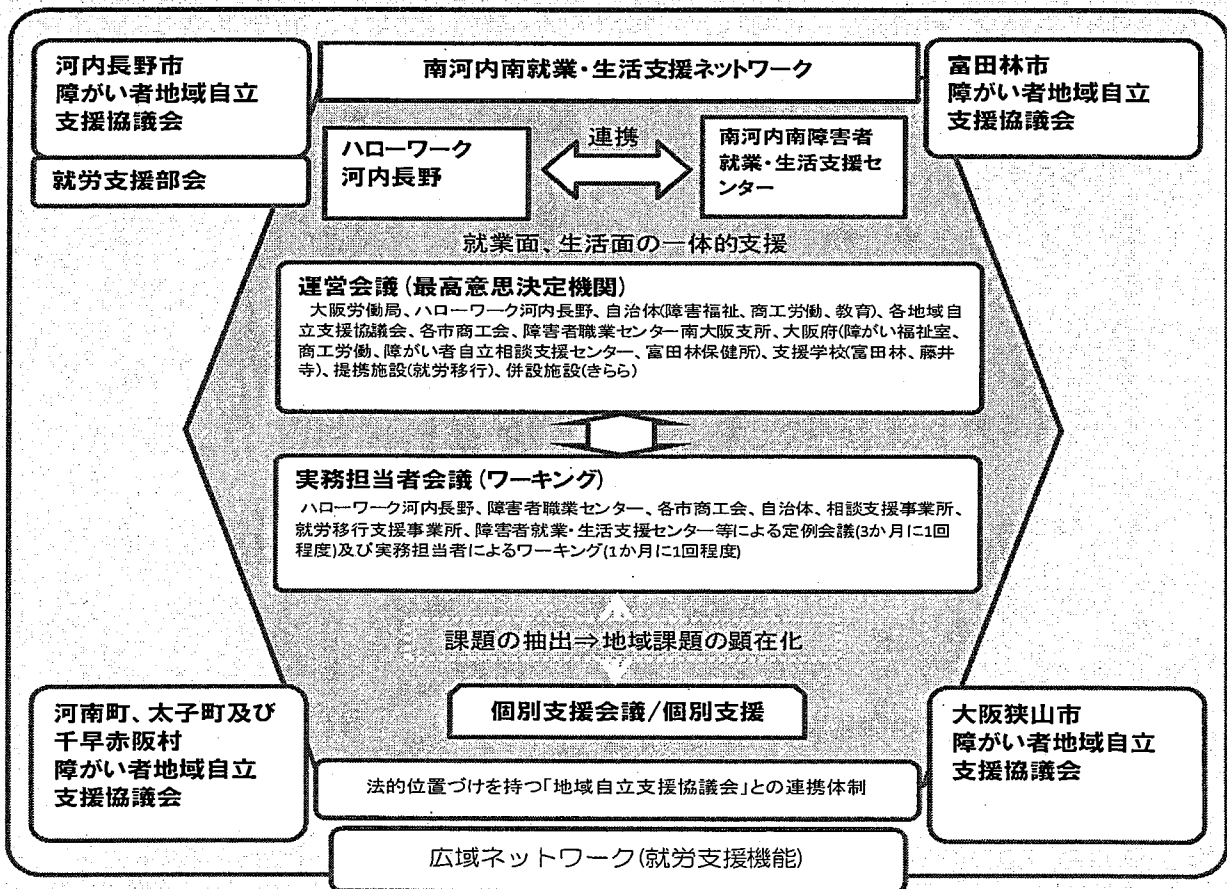
働く意欲のある障がい者の支援ニーズを的確に把握し、必要な社会資源を適切に活用して効果的な就業支援を展開していくためには、労働部門だけでなく、福祉、保健、教育部門等、さまざまな関係機関との連携が必要です。

南河内南障害者就業・生活支援センターでは、ハローワークとの連携により「南河内南就業・生活支援ネットワーク」を構築しています。

このネットワークには、自立支援協議会が組み込まれており、市町村とも一体となって、きめ細かく地域課題を抽出し、効果的な就業支援につなげていく実効性の高いものとなっています。

ネットワークは、各構成機関の主体的な参画によって府内の取組みモデルとなることが期待されています。

【連携体制フロー図】



3. 具体的な取組みと目標

具体的な取組み	目標
<p>(1)実際に多くの障がい者が働いている ①障がい者雇用の拡大</p> <p>○企業等の障がい者雇用への一層の促進(就業促進課) ハートフル条例の対象となる法定雇用率未達成事業主に対し、障がい者雇入れ計画の提出を指導するとともに、雇入れ計画の達成に向けた指導を行います。</p>	<p>目標値(平成29年度) 実雇用率2.0%以上、雇人数45,600人</p>
<p>○特例子会社の設立の促進(就業促進課) 特例子会社の設立を検討する事業主に対し、特例子会社の設立・運営に必要なアドバイスやハートフル税制をはじめとする支援制度に関する情報提供を行い、特例子会社の設立を促進します。</p>	<p>《参考》 特例子会社の設立実績 平成24年度 1社 平成25年度 1社</p>
<p>○大阪ハートフル基金(就業促進課) 大阪ハートフル基金を活用し、障がい者の働く場と機会を広げるため、障がい者の雇用に取り組む事業主を支援する事業を実施します。</p>	
<p>○企業に対する障がい者雇用の促進(就業促進課) 企業に対する支援学校等生徒の雇用支援事業において、教育委員会等と連携して、支援学校生徒等の職場実習受入れ企業の開拓や生徒と実習先マッチング及び職場実習中のサポート等を通して、民間企業等への就職を支援します。</p>	<p>目標値(平成27年度) 支援学校等卒業生の企業等への就職者数:68人、職場定着:64人</p>
<p>○職業能力開発の推進(人材育成課、自立支援課) ・大阪障害者職業能力開発校及び大阪府立高等職業技術専門校の障がい者対象科目で実施する公共職業訓練の利用を促進し、就職支援に努めます。 ・社会福祉法人などに委託して実施する障がい者の態様に応じた多様な委託訓練の利用を促進し、就職支援に努めます。また、福祉施設利用者の受講促進を図り、福祉施設からの一般就労の促進に努めます。 ・在職者のスキルアップのため大阪障害者職業能力開発校で実施するテクノ講座について、受講者のニーズを把握し講座の充実を図り、技能向上の支援に努めます。</p>	<p>目標値(平成29年度) 職業訓練を通じて一般就労者数500人</p>
<p>○行政の福祉化の推進(福祉総務課) 行政の福祉化の取組みについて、全庁をあげて推進していきます。その主な取組みは下記のとおりです。 ▼庁舎を活用した雇用の創出(契約局、行政改革課) 庁舎の清掃委託業務を発注する際の総合評価一般競争入札や公の施設の指定管理者の選定にあたり、障がい者の雇用を評価対象とした取組みを引き続き行います。 ▼福祉的就労の活性化(自立支援課再掲)・既存資源の福祉的活用(自立支援課、住宅経営室) 府有施設を活用した就労訓練等を実施するとともに、知的障がい者・精神障がい者等グループホームへの府営住宅の提供を引き続き行います。 ▼市町村等への普及啓発(福祉総務課) 総合評価一般競争入札をはじめとする大阪府の取組みについて、市町村等へ普及啓発を図ります。</p>	<p>目標値(平成29年度) 総合評価一般競争入札制度導入市町村数 20 《参考》 平成23年度は17市</p>
<p>○公務労働における雇用創出(自立支援課、人事課) 公務労働の分野における障がい者の雇用・就労機会の創出のため、「ハートフルオフィス」を拡充するなど、知的障がい者、精神障がい者の非常勤雇用(チャレンジ雇用)を促進します。</p>	<p>目標値(平成29年度) ハートフルオフィス等で働く作業員の企業等への年度別就労者数 10人</p>
<p>○庁内職場実習の推進(自立支援課、人事課、支援教育課) 福祉施設利用者及び支援学校等の生徒を対象とした府庁での事務作業等を通じた職場実習を推進します。</p>	<p>目標値(平成29年度) 支援学校の生徒の庁内職場実習の受入れ 毎年度各支援学校で1名</p>

<p>○精神障がい者の社会参加の促進(精神障がい者社会生活適応訓練事業)(自立支援課) 精神障がい者が一定期間、協力事業所に通い、就労訓練を通じて社会生活を送るための適応力を養うことにより社会的自立を促進します。</p>	<p>目標値(平成29年度) ・訓練実施人数:40名 ・協力事業所育成講座開催数:2回</p>
<p>○大阪府における障がい者採用の充実(人事課、教職員人事課) 身体障がい者がその適性と能力に応じた公務に就く機会を保障するため、身体障がい者を対象とする採用選考を実施します。また、知的障がい者や精神障がい者の雇用の場の確保に努めます。 知事部局においては、適職の開発、職場環境の改善等に努め、毎年度の一般行政職採用数を基準として、その数の5%を目標に、障がい者雇用を推進します。また、知的障がい者については、引き続き非常勤雇用を計画的に進めるなど適職の開発等に努め、職員採用の実現に向けた取組みを推進します。さらに、精神障がい者については、非常勤雇用の計画的実施を進めます。 教育委員会においては、教員採用選考テスト等において障がい者対象の選考を行い、幅広く障がい者が受験する中で、教職員としての適性を有する者を数多く確保しており、引き続き法定雇用率を順守し一層の障がい者雇用を推進します。</p>	<p>目標値 知事部局において、毎年度の一般行政職採用数の5%を採用 教育委員会において、平成27年度中に法定雇用率2.2%を達成できるよう障がい者を有する教職員の採用を進める</p>
<p>○公共工事発注における雇用・就業促進(建設工事課) 大阪府が発注する建設工事や設計業務等を請け負う企業に対して、障がい者雇用に関する啓発を行うとともに、障がい者雇用に積極的な企業に対し入札参加資格の等級区分評点に加点することにより、公共工事発注における障がい者の雇用・就業の促進に努めます。 また、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づき厚生労働大臣の勧告に従わないとして公表された企業に対し、入札参加停止の措置を行うことにより、一定期間排除を行います。</p>	
<p>○委託・役務業務及び物品等の発注における雇用・就業促進(総務委託物品課) 請負契約業務及び物品関係の競争入札公告に際して、電子調達システムのホームページに障がい者雇用に関する資料を掲載するなど、啓発に努めます。 また、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づき厚生労働大臣の勧告に従わないとして公表された企業に対し、入札参加停止の措置を行うことにより、一定期間排除を行います。</p>	
<p>○「農と福祉の連携」による雇用・就労促進(農政室推進課) 農業の多様な担い手の参入促進と障がい者の雇用・就労の拡大を図るため、ハートフル企業等の農業参入を促進し、農業分野における雇用・就労の拡大に努めます。</p>	<p>目標値(平成29年度までの各年度) 毎年度3事業所</p>
<p>(1)実際に多くの障がい者が働いている ②企業等の障がい者雇用の不安の除去</p>	
<p>○事業主に対するきめ細かな支援(就業促進課) 「大阪府障がい者雇用促進センター」(平成21年7月設置)において、障がい者雇用に取り組もうとする事業主に対し、人材の紹介や民間専門家の派遣のほか、国の特定求職者雇用開発助成金や障がい者雇用納付金制度に基づく助成金などの雇用支援制度に関する情報や、障がい者の雇用事例の提供など、個々の事業主のニーズや状況に応じたきめ細かな支援を行います。</p>	
<p>○民間と連携した雇用拡大・就労支援の推進(自立支援課、就業促進課、支援教育課) 障がい者の雇用や職場体験実習の受入れ、福祉施設への商品発注などの就労支援を積極的に実施する企業等を「障がい者サポートカンパニー」として登録し、府内の障がい者雇用の気運を高めるため、その取組みの周知や顕彰を行い、障がい者の雇用と就労支援を推進します。</p>	<p>目標値(平成29年度) 登録企業数1,000社</p>
<p>○職場体験実習機会の確保・拡大(自立支援課、就業促進課) 職場体験実習の受入れ企業の開拓を図り、就労準備訓練として効果的な体験実習を促進します。 ▼職場体験機会の確保 障がい者をはじめとする就職困難者の就職支援を行っているOSAKAごとフィールドにおいて、障がい者の職場体験機会の確保に努めます。 ▼職場実習機会の拡大 ハートフル条例の対象となる法定雇用率未達成事業主に対する雇入れ計画の達成指導の中で、障がい者の職場実習機会の拡大につなげていきます。 ▼職場体験実習の受入れ企業の開拓</p>	

ITステーション就労促進事業において、職場体験実習の受入れ企業の開拓を行います。		
(1)実際に多くの障がい者が働いている ③就労に向けた関係機関の連携		
<p>○大阪府障がい者自立支援協議会における就労支援の推進(自立支援課)</p> <p>大阪府障がい者自立支援協議会に就労支援部会を設置し、国の関係機関や市町村と連携のもと、情報共有のしくみ(ネットワーク)づくりなど、実効的な連携方策をはじめ、就労に関する課題等について協議・検討し、府内における雇用・就労促進のための取組みを推進します。</p> <p>また、市町村の自立支援協議会に必要な専門部会が設置され適切に運営されるよう働きかけるとともに、市町村の自立支援協議会の活動事例や先行事例を活用した支援体制の充実のためのモデルケースの紹介などを行い、地域におけるネットワークの強化を側面的に支援します。</p>	<p>目標値(平成29年度)[再掲]</p> <p>就労支援に関する専門部会等設置市町村数 43(すべての市町村)</p>	
<p>○関係機関の情報の共有化の推進(自立支援課、就業促進課、支援教育課)</p> <p>企業等における職場体験実習の受入れや求人情報、人材養成ニーズなどの把握に努め、企業と障がい者の就職(マッチング)に向け、きめ細やかな就労支援を行う府の関係部局における情報共有や施策の連携を図るとともに、国の関係機関との連携、協力により、雇用・就労を促進する施策や制度など企業等への情報提供の充実や企業ニーズを充足する実践的な講座の企画などを通じて、福祉施設や支援学校等からの一般就労の促進と職業訓練生等の就職率の向上を図ります。</p>		
<p>○地域就労支援機関による就職支援(就業促進課)</p> <p>障がい者をはじめとする求職者の就職支援を行う OSAKA しごとフィールドにおいて、相談・カウンセリングから就職情報の提供、就職後の定着支援まで一貫した就職支援サービスを提供します。</p> <p>また、身近な地域で就職支援が行われるよう、市町村が実施する地域就労支援事業との連携を図り、地域就労支援事業に従事する担当職員を対象に研修等を実施するなど、障がい者等への支援スキルの向上を図ります。</p>		
(2)いろいろな場で障がい者が仕事をできる ①就労移行支援事業の機能強化		
<p>○就労移行支援事業所の機能強化(自立支援課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援事業所等の障がい福祉サービス事業所において一般就労を希望する障がい者に対し、適性とニーズに沿った職場体験実習・雇用受入れ先企業の開拓を行うとともに、就労マッチングから職場定着まで、地域の「障害者就業・生活支援センター」と連携しながら個々人に応じたきめ細かな支援をコーディネートします。 ・雇用先企業へ訪問(同行支援)するなどし、企業担当者や支援対象者から就労状況を聴取するとともに、相談に対する適切な助言等を行い、課題等の解決に導きます。離職の危機に速やかに対応し回避するための体制づくりを行います。 ・就労移行支援事業所への専門的な支援スキル・ノウハウの伝達、情報の提供、関係機関(障害者就業・生活支援センター、企業等)との調整による就労促進を行います。(就労実績がない事業所を重点的に支援) ・特に、精神障がい者や発達障がい者、高次脳機能障がい者について事業所が有する就労支援スキル・ノウハウの普及を図るなど、精神障がい者等の障がい特性に対応した就労の促進を図ります。 	<p>目標値(平成29年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設からの一般就労者数 1,500人以上 ・就労移行支援事業の利用者数 2,978人以上(平成29年度末時点) ・就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加 ・就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上 ・就労実績のない就労移行支援事業所数ゼロ 	
(2)いろいろな場で障がい者が仕事をできる ②就労継続支援事業の充実 ③工賃水準の向上		
<p>○就労移行支援・就労継続支援事業所の適正な運営(生活基盤推進課)</p> <p>就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)に対して、それぞれの機能や役割分担をふまえて、利用者の状況に応じた支援計画を作成されているかを確認し、それが適切に行われているか指導します。</p>		
<p>○福祉的就労の活性化(自立支援課)</p> <p>施設で働く障がい者の収入源となる工賃の向上を図るため、各施設における工賃の向上にむけた計画の策定支援や経営改善・技術力の向上を中心とする支援を実施します。</p> <p>さらに、複数の施設において共同で受注等を行う仕組みの強化を行い、個々の施設の能力を活かして、受注拡大の促進を図ります。</p> <p>また、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」の規定により、毎年度策定する「大阪府障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針(調達方針)」に基づき、大阪府における施設からの物品等の調達の増進等を図るとともに、市町村に対しても調達方針を策定し、施設からの物品等の調達</p>	<p>目標値(平成29年度)</p> <p>大阪府内の平均工賃水準 月額13,900円</p>	

<p>の増進等を図るよう働きかけます。 加えて、民間企業等に対しても、施設からの物品等の調達促進の啓発等に取り組みます。</p>	
<p>○既存資源の福祉的活用の促進(農政室推進課) 府内授産施設の製品紹介や販売活動を広報するため、「授産品フェア」の開催にあたり大阪府立花の文化園を活用します。</p>	<p>目標値 毎年2回(春と秋)にフェアを開催</p>
<p>(2)いろいろな場で障がい者が仕事をできる ④企業等への雇用だけでなく多様な障がい者の働く場の拡大</p>	
<p>○起業支援の充実(自立支援課) IT ステーションにおいて、起業につながるような講座を開講するとともに、ホームページ等を活用し、成功事例やノウハウを提供するなど、起業を支援します。</p>	
<p>○アートを活かした障がい者の就労支援(自立支援課) 「現代アート」として評価された障がい者の創造性豊かな絵画等の作品をマーケットにつなげるほか、作品の芸術性を活かした二次利用を促進することにより、就労の支援にもつながる仕組みを構築し、アーティストとしての自立に向けたチャレンジを支援します。</p>	
<p>○視覚障がい者の就業促進及び盲人ホームの運営支援(自立支援課) 視覚障がい者の重要な就労分野である三療業(あん摩マッサージ指圧業、はり業、きゅう業)の振興を図るため啓発等に努めるとともに、テレワーカーの養成をはじめ、新たな職域の開拓など視覚障がい者の就労の促進を図ります。 また、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の免許を有し、自営又は雇用されることが困難な視覚障がい者に対し、施設を利用させるとともに必要な技術の指導を行う盲人ホームの運営を支援します。</p>	
<p>○無資格者による三療業の防止(保健医療企画課) 視覚障がい者の重要な就労分野である三療業(あん摩マッサージ指圧業、はり業、きゅう業)において、無資格者が従事することのないよう、保健所等の関係機関と連携しながら、必要に応じた指導を行うとともに、ホームページや府政だよりを活用し、施術者が免許所持者が確認するよう府民への周知を図ります。 なお、府民等から無資格者が従事しているとの情報を得た場合は、保健所職員が現地に赴き、事情聴取等の検査を実施します。</p>	
<p>○大阪府 IT ステーションを障がい者雇用・就労の支援拠点とした取組み(自立支援課) 大阪府 IT ステーションは、就職をめざす障がい者を対象に、企業が求める「業務・技術の育成」及び「障がい者雇用に関する相談業務」の2つの支援を併せて行うことで、障がい者の就労促進を図る拠点としての機能を高めます。 ・障がい特性を理解し、利用者を対象に総合支援を行う「就労支援コーディネーター」、企業を対象に相談業務を行う「企業開拓コーディネーター」をそれぞれ配置するなど、就労の入口と出口の強化を図ります。 ・障がい者就労支援 IT 講習・訓練事業として、就労現場で行われている実務を想定した障がい者就労支援 IT 講習・訓練を実施し利用者の就労を推進します。 ・在宅就労を支援するため、障がい者テレワーク推進事業として、起業の支援や民間企業で雇用手型テレワーカーとしての就労を支援します。 ・また、デジタルデバイドの解消は行政の役割との認識のもと、初級クラスまでの基礎的な IT 講習会について、大阪府が養成した IT サポーターの派遣等により、市町村での開催を支援します。</p>	<p>目標値(平成29年度) ・ITステーションからの就職者数 70名/年 ・IT講習会実施市町村数 43(すべての市町村)</p>
<p>(3)障がい者が長く働き続けることができる</p>	
<p>○職場定着への支援(就業促進課) ▼事業主の理解の促進 障がい者の働きやすい職場づくりを促進するため、関係機関との連携を図りながら、事業主向け雇用管理セミナーを開催します。 ▼コミュニケーションの確保支援 職場内でのコミュニケーションに課題のある聴覚障がい者等の職業生活の充実を図るため、手話通訳のできる相談員を配置し、就職前から就職後までの労働に関する相談と職業上のトラブルの解決に対する支援を行います。</p>	<p>目標値(平成29年度までの各年度) ・職場サポーターの養成 100人/年 ・相談・支援件数1,000件/年</p>

<p>▼精神障がい者、発達障がい者の企業受入れ環境整備と雇用管理手法の普及 精神障がい者や発達障がい者の職場定着を支援するために、企業内の受入れ環境の整備に向けた職場サポーターの養成や、障がい者のセルフコントロールを企業がサポートするための雇用管理手法の普及を進めていきます。</p>	
<p>○障害者就業・生活支援センターの機能強化(自立支援課) 各障害者就業・生活支援センター圏域内の関係機関がケースに応じて連携・協力し、障がい者の就職から職場定着、再就職支援を適切に行うことができるよう、地域における就労支援、生活支援の核としてのセンター機能の強化をめざします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各センターで把握している企業、施設情報等を集約するとともに、就職や職場定着支援の成功事例、ノウハウなどを複数のセンター(圏域間)で共有することなどにより、相互の情報不足を補い、障がい者が長く働き続けることができるよう、福祉施設からの一般就労をはじめ、府内全体の雇用・就労を促進する仕組みを構築します。 ・精神障がい者などの障がい特性をふまえ、地域医療との連携はもとより、企業等への短時間勤務やグループ就労など、雇用への企業理解の促進に努めます。 ・不慮の事故や疾病等、さまざまな理由により離職を余儀なくされた場合も、心理面でのサポートや職業訓練の活用など、障がい特性や個々の適性に応じた再就職に向けての就労、生活支援に努めます。 	<p>目標値(平成29年度) 障害者就業・生活支援センターの支援による就職者の1年後の職場定着率 90%</p>

第4章 第4期大阪府障がい福祉計画の 数値目標及び見込量について

* 数値目標及び見込量等については、各市町村の障がい福祉計画に記載されていない場合があります。

1. 成果目標等

(1) 施設入所者の地域生活への移行

項目	数値
平成25年度末時点の 入所者数(A)	5,014人
平成29年度末の入所者数(B)	4,731人
【目標値】 減少見込(A-B)	283人 (5.6%)
【目標値】 地域生活移行者数	746人 (14.9%)

国の基本指針では、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が平成29年度末までに地域生活へ移行することとするとともに、平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減することを基本としつつ、第3期計画で定める平成26年度末までの実績が目標に満たないと見込まれる割合を加えて成果目標を設定することとされています。

大阪府の目標値は、府内市町村のこれまでの実績等を踏まえ、平成29年度末までに平成25年度末時点から「地域移行12%以上」「減少見込4%以上」とすることを基本とし、各市町村が入所施設利用者のニーズ等を把握し設定した目標値を積み上げて設定します。

なお、地域移行者数及び入所者の減少数に係る目標値やサービスマン見込量（施設入所支援、生活介護及び就労継続支援（B型）に限る。）については、18歳以上の障がい児施設入所者は除きます。

(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

＜着眼点1＞入院後3ヶ月時点の退院率の上昇	
平成24年度	62%
【目標値】 平成29年度	64%
＜着眼点2＞入院後1年時点の退院率の上昇	
平成24年度	90%
【目標値】 平成29年度	91%
＜着眼点3＞入院期間1年以上の長期在院者数の減少	
平成24年6月末(A)	10,909人
平成29年6月末(B)	8,945人
【目標値】 減少率(B-A)/A	18%

精神保健福祉法に基づき「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」(以下「指針」という。)で示された方向性を踏まえ、国において、従前の成果目標に換えて、以下の3つの成果目標が新たに設定されました。

- ① 入院後3ヶ月時点の退院率の上昇(64%以上)
- ② 入院後1年時点の退院率の上昇(91%以上)
- ③ 入院期間1年以上の長期在院者数の減少(18%以上)

＜指針に示された方向性＞

- ・新たに入院する患者の早期退院を促進するため、急性期(入院から3ヶ月未満)の患者に対し手厚く密度の高い医療を提供するための機能を確保する。
- ・入院期間の長期化にともない、社会復帰が難しくなることを踏まえ、入院期間が1年未満で退院できるよう、退院に向けた取組を行いつつ、必要な医療を提供する機能を確保する。
- ・既に1年以上入院をしている重度かつ慢性の患者以外の長期在院者に対しては、退院支援や生活支援等を通じて地域移行を推進し、併せて、状態像に併せた医療を提供する機能を確保する。

大阪府としては、直近の調査による大阪府の状況等を踏まえ、①については64%以上、②については91%以上、③については18%以上を目標値として設定します。

(3) 障がい者の地域生活の支援

項目	数値
地域生活支援拠点等の整備	平成29年度末までに、各市町村が市町村単位の少なくとも一つを整備。

国の基本指針においては、障がい者の地域生活を支援する機能の集約等を行う地域生活支援拠点等について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することとされています。

大阪府においては、広域的な見地から施設入所支援の利用者数の見込み等を集約するとともに、各市町村から地域生活支援拠点等の整備に関する検討状況等の聞き取り等を行い、平成29年度末までに市町村又は圏域において地域生活支援拠点等が整備されるよう、必要な支援を行います。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

項目	数値
平成24年度の一般就労移行者数	1,001人
【目標値】平成29年度の一般就労移行者数	1,500人

国の基本指針においては、平成29年度中の一般就労への移行について、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本として、成果目標を設定することとされています。

大阪府としては、第3期計画の目標値や、過去の実績による平均一般就労者数の推移などを踏まえ、平成29年度中に、福祉施設を退所し、一般就労する者を1,500人以上（平成24年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上）とすることを目標値として設定します。

* 福祉施設とは、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)及び就労継続支援(B型)の施設です。

②就労移行支援事業の利用者数

項目	数値
平成25年度末の就労移行支援事業の利用者	1,851人
【目標値】平成29年度末の就労移行支援事業の利用者	2,978人

国の基本指針においては、平成29年度末の就労移行支援事業の利用者数について、平成25年度末から6割以上増加させることを基本として、成果目標を設定することとされています。

大阪府としては、過去の利用者数の推移などを踏まえ、平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数を、平成25年度末の利用者数から6割以上増加させることを目標値として設定します。

③就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加

項目	数値
【目標値】平成29年度末の就労移行率が3割以上の事業所	50%

国の基本指針においては、平成29年度末において、就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目標として設定することとされています。

大阪府としては、現状を踏まえ、高い就労実績を誇る事業所の水準の維持と、就労実績が0名又は1名の事業所の強化を取り組みの柱として、平成29年度末において就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目標値として設定します。

④就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額

項目	数値
【目標値】就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額	13,900円

大阪府は全国と比べて工賃実績が極めて低く、市町村によって水準に差が見られる状況にあります。また、国の基本指針においては、就労継続支援（B型）の利用者数及び見込量の設定にあたっては、工賃の平均額についての目標水準の設定が望ましいとされています。

大阪府では、平成24年6月に策定した「大阪府工賃向上計画」に基づき事業を実施しており、今後も工賃の向上に向けた各種取組みを実施していく予定です。そして、全国における工賃額の向上率を勘案し、当面の目標として、平成29年度までに、平成25年度実績額の34.2%増の13,900円を目指すこととします。

(市町村ごとの成果目標一覧)

市町村名	施設入所者の地域生活への移行		福祉施設から一般就労への移行		福祉施設から一般就労への移行		就労移行支援事業所の増加 の就労移行率の増加	就労継続支援(B型)事業 所における工賃の平均額
	地域移行者数 平成25年度末時点から 平成29年度末時点まで の地域移行者数	入所者の削減数 平成25年度末時点から 平成29年度末時点まで の入所者の削減数	福祉施設から 一般就労への移行 平成29年度末における 一般就労への移行者数	福祉施設から 一般就労への移行 平成29年度末における 就労移行支援事業の 利用者数	福祉施設から 一般就労への移行 平成29年度末における 就労移行支援事業の 利用者数	就労移行支援事業所ごと の就労移行率の増加		
大阪市	238	74	680	829	5割	14,786		
池田市	11	5	14	24	5割	15,259		
豊能町	2	1	3	2	-	14,910		
箕面市	2	1	3	4	-	13,271		
豊中市	9	3	16	26	5割	18,650		
吹田市	28	10	68	127	5割	9,636		
茨木市	23	9	53	143	5割	17,707		
摂生市	22	10	59	47	5割	17,091		
津島市	8	3	14	56	5割	13,038		
本槻町	5	2	4	16	5割	11,699		
高槻市	39	9	56	90	5割	13,883		
枚方市	24	9	63	144	5割	15,000		
寝屋川市	17	7	41	80	5割	8,524		
守口市	15	10	28	36	5割	10,534		
門真市	13	6	22	63	5割	8,211		
東大阪市	9	3	23	44	5割	12,460		
四條畷市	5	2	11	20	5割	9,951		
交野市	3	1	12	20	5割	12,500		
八尾市	21	7	50	101	5割	17,993		
相原市	6	3	11	10	-	7,550		
東大阪市	34	14	90	205	5割	11,973		
松原市	10	4	18	37	5割	13,620		
羽曳野市	10	4	19	45	5割	10,335		
藤井寺市	10	4	11	34	5割	6,908		
富田林市	16	8	19	28	5割	18,613		
河内長野市	17	9	19	64	5割	14,677		
大狭山	6	4	11	28	5割	18,406		
河内町	3	3	2	4	5割	11,600		
太子町	1	1	2	4	5割	-		
早稲村	1	1	1	3	-	-		
堺市	61	23	169	312	5割	13,349		
泉南市	7	4	11	44	5割	10,000		
和泉市	10	4	30	63	5割	11,394		
高石市	6	3	10	23	5割	11,691		
富田町	1	1	2	10	-	-		
岸和田市	18	6	34	32	5割	15,867		
貝塚市	8	3	15	21	5割	13,513		
泉佐野市	8	3	13	64	5割	20,419		
泉南市	6	3	11	60	5割	21,575		
阪南町	6	2	8	48	5割	19,433		
熊取町	4	2	6	4	-	11,220		
田尻町	1	1	1	5	-	20,419		
岬町	2	1	3	23	5割	13,095		
合計	746	283	1,736	3,043				

※就労継続支援(B型)事業所における工賃の平均額について、市町村域内に就労継続支援(B型)事業所が存在しない場合、「-」と記載しています。
 ※就労移行支援事業所の移行率の増加における事業所割合について、市町村域内に就労移行支援事業所が存在しない場合、「-」と記載しています。

2. 区域設定

サービス種別	区域
療養介護 施設入所支援 日中活動系サービス 生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 *療養介護を除く	大阪府域 大阪市(大阪市) 豊能北(池田市、豊能町、能勢町、箕面市) 豊能豊中(豊中市) 豊能吹田(吹田市) 三島(茨木市、摂津市、島本町) 三島高槻(高槻市) 北河内枚方(枚方市) 北河内寝屋川(寝屋川市) 北河内西(守口市、門真市) 北河内東(大東市、四條畷市、交野市) 中河内南(八尾市、柏原市) 中河内東大阪(東大阪市) 南河内北(松原市、羽曳野市、藤井寺市) 南河内南(富田林市、河内長野市、大阪狭山市、河内町、太子町、千早赤阪村) 堺市(堺市) 泉州北(泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町) 泉州中(岸和田市、貝塚市) 泉州南(泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町)
訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援) 短期入所 共同生活援助(グループホーム) 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援	各市町村域

障害者総合支援法では、都道府県が定める区域ごとに、障がい福祉サービス等の見込量を定め、その確保を図っていくこととされています。

この区域設定については、住民に最も身近な市町村を基本的な単位とし、利用者の状況やサービス供給基盤の整備状況、需給バランス等をふまえ設定した第3期計画の区域設定の考え方を基本とし、第4期計画における区域設定は左のとおりです。

3. 障がい福祉サービス等の見込量（活動指標）
（大阪府域）

* 月当たりの見込量を示しています。

		障がい福祉サービス		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
訪問系サービス	居宅介護・・・①	472,725	時間	509,317	時間	547,420	時間	547,420	時間
		22,949	人	24,756	人	26,664	人	26,664	人
	重度訪問介護・・・②	428,343	時間	470,756	時間	502,181	時間	502,181	時間
		2,799	人	3,089	人	3,295	人	3,295	人
	同行援護・・・③	89,762	時間	93,837	時間	97,993	時間	97,993	時間
		3,286	人	3,442	人	3,601	人	3,601	人
	行動援護・・・④	14,876	時間	16,247	時間	17,828	時間	17,828	時間
		633	人	693	人	758	人	758	人
	重度障がい者等包括支援・・・⑤	1,784	時間	1,784	時間	2,552	時間	2,552	時間
		16	人	16	人	20	人	20	人
合計 (①+②+③+④+⑤)	1,007,490	時間	1,091,941	時間	1,167,974	時間	1,167,974	時間	
	29,683	人	31,996	人	34,338	人	34,338	人	
日中活動系サービス	短期入所・・・⑥	27,589	人日分	30,012	人日分	32,439	人日分	32,439	人日分
		4,783	人	5,201	人	5,615	人	5,615	人
	生活介護・・・⑦	364,181	人日分	382,666	人日分	400,114	人日分	400,114	人日分
		19,959	人	20,964	人	21,973	人	21,973	人
	自立訓練(機能訓練・生活訓練)・・・⑧	22,285	人日分	23,844	人日分	25,463	人日分	25,463	人日分
		1,342	人	1,433	人	1,523	人	1,523	人
	就労移行支援・・・⑨	40,859	人日分	46,498	人日分	52,810	人日分	52,810	人日分
		2,480	人	2,817	人	3,189	人	3,189	人
	就労継続支援(A型)・・・⑩	34,026	人日分	38,206	人日分	42,354	人日分	42,354	人日分
		1,871	人	2,107	人	2,342	人	2,342	人
就労継続支援(B型)・・・⑪	217,894	人日分	231,111	人日分	248,134	人日分	248,134	人日分	
	12,876	人	13,853	人	14,862	人	14,862	人	
合計 (⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪)	706,834	人日分	752,337	人日分	801,314	人日分	801,314	人日分	
	43,311	人	46,375	人	49,504	人	49,504	人	
療養介護	1,017	人	1,041	人	1,063	人	1,063	人	
居住系サービス	共同生活援助(グループホーム)	7,124	人	7,709	人	8,291	人	8,291	人
	施設入所支援	5,003	人	4,922	人	4,811	人	4,811	人
	計画相談支援	14,585	人	17,802	人	20,205	人	20,205	人
相談支援	地域移行支援	316	人	345	人	381	人	381	人
	地域定着支援	818	人	1,080	人	1,355	人	1,355	人

障がい児支援		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
障がい児通所支援	児童発達支援	39,830 人日分	43,052 人日分	45,588 人日分			
	医療型児童発達支援	5,033 人	5,489 人	5,878 人			
	放課後等デイサービス	5,720 人日分	5,844 人日分	5,978 人日分			
		583 人	593 人	605 人			
		101,153 人日分	117,682 人日分	135,939 人日分			
		10,399 人	11,809 人	13,261 人			
	保育所等訪問支援	525 回	612 回	711 回			
障がい児相談支援	障がい児相談支援	3,995 人	4,860 人	5,827 人			
障がい児入所支援	福祉型障がい児入所支援	432 人	448 人	464 人			
	医療型障がい児入所支援	273 人	277 人	281 人			

福祉施設から一般就労への移行等		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
就労移行支援事業及び就労継続支援事業利用者の一般就労移行者数 公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設利用者の支援件数 障がい者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数 障がい者トライアル雇用事業の開始者数 職場適応援助者による支援の対象者数 障害者就業・生活支援センター事業による支援対象者数		1,200 人	1,350 人	1,500 人			
		4,000 件	4,500 件	5,000 件			
		60 人	68 人	75 人			
		600 人	675 人	750 人			
		240 人	270 人	300 人			
		1,200 人	1,350 人	1,500 人			

(障がい保健福祉圏域別)

市町村	生活介護						自立訓練						就労移行支援					
	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	人	人/月	人	人/月	人	人/月	人	人/月	人	人/月	人	人/月	人	人/月	人	人/月	人	人/月
大阪市	6,140	105,084	6,340	109,682	6,540	113,142	438	7,654	445	7,789	452	7,924	668	10,755	743	11,962	829	13,347
豊能北	562	11,072	596	11,658	631	12,278	30	547	33	566	32	589	49	879	54	977	59	1,072
豊能豊中	1,020	20,086	1,133	22,292	1,245	24,476	30	760	33	840	36	921	100	1,996	114	2,275	128	2,555
豊能吹田	1,100	19,000	1,200	20,000	1,300	21,000	71	1,038	72	1,048	73	1,058	115	2,030	125	2,150	135	2,270
三島	771	14,085	808	14,677	830	15,072	26	371	27	380	29	412	95	1,267	107	1,461	119	1,655
三島高槻	973	18,570	1,005	19,158	1,037	19,749	49	545	54	596	59	646	165	1,477	187	1,673	210	1,876
北河内枚方	810	13,770	830	14,110	851	14,467	23	488	25	540	27	592	117	1,872	131	2,086	144	2,304
北河内藤原川	631	12,231	663	12,848	695	13,465	55	968	66	1,192	77	1,416	70	1,208	75	1,295	80	1,383
北河内西	627	10,791	648	11,299	670	11,828	45	741	51	815	56	879	82	1,107	91	1,204	99	1,291
北河内東	749	13,177	826	14,525	908	15,974	23	448	22	429	22	429	67	1,158	73	1,258	81	1,395
中河内南	751	14,184	814	15,373	877	16,561	43	455	49	506	55	557	63	1,192	85	1,619	110	2,110
中河内東大阪	1,035	18,527	1,120	19,636	1,215	20,875	115	1,277	125	1,416	135	1,555	153	2,605	174	2,960	200	3,390
南河内北	685	12,844	701	13,145	717	13,450	17	309	18	325	18	325	94	1,654	104	1,823	116	2,024
南河内南	588	11,298	612	11,748	638	12,243	86	1,517	92	1,632	98	1,747	111	2,115	120	2,293	133	2,591
堺市	1,743	35,671	1,797	36,775	1,845	37,758	163	3,196	185	3,648	204	4,037	247	4,682	304	5,761	360	6,821
堺市北	572	10,839	600	11,437	629	12,054	75	925	78	968	82	1,024	113	1,895	126	2,111	142	2,394
泉州中	649	12,214	696	13,112	746	14,056	25	486	28	541	33	633	41	689	46	771	53	887
泉州南	553	10,738	575	11,191	599	11,666	28	560	32	613	35	719	130	2,278	158	2,809	191	3,445
合計	19,959	364,181	20,964	382,666	21,973	400,114	1,342	22,285	1,433	23,844	1,523	25,463	2,480	40,859	2,817	46,498	3,169	52,810

市町村	就労継続支援(A型)						就労継続支援(B型)					
	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	人	人/月	人	人/月	人	人/月	人	人/月	人	人/月	人	人/月
大阪市	871	15,852	921	16,762	971	17,672	3,557	60,632	3,797	61,132	4,037	64,896
豊能北	31	564	35	641	39	718	350	5,523	373	5,850	400	6,191
豊能豊中	88	1,897	104	2,194	118	2,491	433	7,991	490	9,022	548	10,069
豊能吹田	30	460	31	475	32	490	380	6,300	400	6,600	420	6,900
三島	25	428	46	780	58	984	414	6,868	429	7,113	446	7,384
三島高槻	95	912	106	1,015	117	1,120	409	4,870	478	5,736	547	6,602
北河内枚方	18	324	18	324	18	324	544	9,248	557	9,469	570	9,690
北河内藤原川	24	454	28	528	32	604	274	4,366	284	4,499	294	4,631
北河内西	56	904	67	1,031	78	1,161	516	8,506	534	9,002	551	9,499
北河内東	70	1,416	85	1,712	100	2,007	329	5,605	346	5,903	363	6,183
中河内南	107	1,764	132	2,168	157	2,571	625	9,866	690	10,894	755	11,924
中河内東大阪	120	2,249	150	2,812	190	3,559	960	15,912	1,045	17,345	1,145	18,993
南河内北	63	1,191	67	1,266	71	1,339	347	6,058	367	6,401	389	6,780
南河内南	65	1,289	76	1,515	86	1,714	410	7,265	437	7,743	465	8,234
堺市	73	1,788	77	1,891	80	1,958	1,702	30,423	1,813	32,404	1,913	34,196
泉州北	55	1,083	66	1,305	77	1,518	614	11,080	674	12,389	742	13,820
泉州中	44	847	49	943	54	1,038	502	8,065	571	9,181	645	10,387
泉州南	36	644	49	844	64	1,086	510	9,316	568	10,428	632	11,655
合計	1,871	34,026	2,107	38,206	2,342	42,354	12,876	217,694	13,853	231,111	14,862	248,134

(3) 日中活動系サービス
 ③ 就労移行支援

市町村	合 計						身体障がい者						知的障がい者						精神障がい者					
	27年度		28年度		29年度		27年度		28年度		29年度		27年度		28年度		29年度		27年度		28年度		29年度	
	人/月	人日分/月	人/月	人日分/月	人/月	人日分/月	人/月	人日分/月	人/月	人日分/月	人/月	人日分/月	人/月	人日分/月	人/月	人日分/月	人/月	人日分/月	人/月	人日分/月	人/月	人日分/月	人/月	人日分/月
大崎市	668	10,755	743	11,962	829	13,347	79	1,276	88	1,420	98	1,584	309	5,193	344	5,775	384	6,444	280	4,286	311	4,767	347	5,319
池田市	20	347	23	422	27	440	3	44	3	47	3	51	9	171	11	222	13	273	8	132	9	153	11	178
豊能町	2	40	2	40	0	0	0	0	0	0	0	0	1	20	1	20	2	30	1	20	1	20	2	30
能勢町	2	40	4	60	4	60	0	0	0	0	0	0	1	20	2	30	2	30	1	20	2	30	2	30
箕面市	25	452	25	455	26	470	1	13	1	13	1	13	16	324	16	326	16	338	8	115	8	116	9	119
豊中市	100	1,996	114	2,275	128	2,555	4	68	5	85	6	102	31	597	34	654	37	712	65	1,331	75	1,536	85	1,741
吹田市	115	2,030	125	2,150	135	2,270	6	113	7	119	8	126	42	746	46	798	50	834	67	1,171	72	1,241	77	1,310
茨木市	31	539	39	678	47	817	3	49	4	61	4	74	12	237	16	298	19	359	16	253	19	319	24	384
摂津市	52	518	54	538	56	568	1	8	1	8	1	8	33	330	34	340	35	350	18	180	19	190	20	200
島本町	12	210	14	245	16	280	0	0	0	0	0	0	6	114	7	133	8	152	6	96	7	112	8	128
高槻市	165	1,477	187	1,673	210	1,876	6	86	7	100	8	114	76	702	84	776	92	849	83	689	96	797	110	913
枚方市	117	1,872	131	2,096	144	2,304	11	182	13	204	14	224	64	1,067	71	1,195	78	1,313	42	623	47	697	52	767
寝屋川市	70	1,208	75	1,295	80	1,383	2	35	3	53	4	71	30	546	32	582	34	619	38	627	40	680	42	693
守口市	30	431	33	452	36	475	2	36	3	38	4	40	9	168	10	176	11	185	19	227	20	238	21	250
門真市	52	676	58	752	63	816	1	12	2	24	3	36	25	300	28	336	30	360	26	384	28	392	30	420
大東市	34	600	38	666	44	769	1	19	1	19	2	38	15	284	15	284	16	302	18	297	22	363	26	429
四條畷市	17	278	17	280	17	280	0	0	0	0	0	0	10	192	11	211	12	231	6	86	7	101	8	115
交野市	16	280	18	312	20	346	0	0	0	0	0	0	10	192	11	211	12	231	6	86	7	101	8	115
八尾市	54	1,046	76	1,473	101	1,964	2	50	3	75	5	125	44	836	62	1,178	81	1,539	8	160	11	220	15	300
柏原市	9	146	9	146	9	146	3	19	3	19	3	19	4	89	4	89	4	89	4	89	4	89	2	38
東大阪市	153	2,605	174	2,960	200	3,380	8	130	9	145	10	160	75	1,425	85	1,615	95	1,805	70	1,050	80	1,200	95	1,425
松原市	29	518	33	590	37	661	4	28	4	28	4	28	17	337	21	393	25	464	8	153	8	169	8	169
羽曳野市	38	669	41	715	45	778	4	86	4	86	4	86	20	369	20	369	21	387	14	214	17	260	20	305
藤井寺市	27	467	30	518	34	585	8	154	9	173	10	192	14	237	15	254	17	287	5	76	6	91	7	106
雷田林市	29	501	29	501	29	501	4	44	4	44	4	44	19	361	19	361	19	361	19	361	6	96	6	96
河内長野市	51	984	56	1,082	64	1,276	9	180	11	220	14	280	36	684	38	722	42	836	6	120	7	140	8	160
大阪狭山市	22	440	25	500	28	560	2	40	2	40	2	40	15	300	18	360	21	420	5	100	5	100	5	100
河南町	3	66	3	66	4	88	1	22	1	22	1	22	1	22	1	22	2	44	1	22	1	22	1	22
太子町	4	80	5	100	5	100	0	0	0	0	0	0	3	60	4	80	4	80	4	80	1	20	1	20
千早赤阪村	2	44	2	44	3	66	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
堺市	247	4,682	304	5,761	360	6,821	17	315	22	387	27	454	158	3,154	196	3,905	232	4,652	72	1,213	86	1,469	101	1,715
泉大津市	38	511	41	563	44	616	4	100	6	150	8	200	30	400	30	400	30	400	4	11	5	13	6	16
和泉市	43	779	52	923	63	1,112	4	64	5	80	6	96	26	520	29	580	33	660	13	195	18	263	24	356
高石市	23	425	23	425	23	425	1	20	1	20	1	20	15	300	15	300	15	300	7	105	7	105	7	105
忠岡町	9	180	10	200	12	241	1	18	1	18	1	18	7	142	8	162	10	203	1	20	1	20	1	20
岸和田市	27	438	29	473	32	523	5	95	6	114	7	133	14	220	15	236	16	251	8	123	8	123	9	139
貝塚市	14	251	17	298	21	364	1	22	1	22	1	22	11	211	13	249	16	306	2	18	3	27	4	36
泉佐野市	41	825	47	940	54	1,074	2	52	2	57	2	63	27	558	30	614	33	675	12	215	15	269	19	336
泉南市	33	726	47	1,034	60	1,320	7	154	10	220	13	286	16	352	22	484	27	594	10	220	15	330	20	440
阪南市	38	419	43	474	48	528	4	39	5	49	6	59	18	212	20	236	22	259	16	168	18	189	20	210
藤取町	2	33	3	48	4	67	1	14	1	14	1	14	1	19	1	19	2	38	0	0	1	23	2	46
田尻町	3	69	4	92	5	115	1	23	1	23	1	23	1	23	2	46	2	46	2	46	2	46	2	46
堺町	13	206	14	221	20	341	0	0	0	0	0	0	8	135	8	135	12	215	5	71	6	86	8	126
合計	2,480	40,859	2,817	46,498	3,189	52,810	214	3,630	250	4,217	288	4,885	1,280	22,190	1,449	25,170	1,631	28,517	986	15,039	1,118	17,111	1,270	19,408

(3) 日中活動系サービス
④ 就労継続支援(A型)

市町村	合 計						身体障がい者						知的障がい者						精神障がい者					
	27年度		28年度		29年度		27年度		28年度		29年度		27年度		28年度		29年度		27年度		28年度		29年度	
	人/月	人日分/月	人/月	人日分/月	人/月	人日分/月	人/月	人日分/月	人/月	人日分/月	人/月	人日分/月	人/月	人日分/月	人/月	人日分/月	人/月	人日分/月	人/月	人日分/月	人/月	人日分/月	人/月	人日分/月
大板市	871	15,852	921	16,762	971	17,672	271	5,053	287	5,343	302	5,633	306	5,912	324	6,251	342	6,591	294	4,887	310	5,168	327	5,448
池田市	11	218	12	241	13	284	4	75	4	77	4	78	1	26	1	28	1	29	6	117	7	136	8	157
豊能町	4	80	4	80	4	80	1	20	1	20	0	0	2	40	2	40	2	40	0	20	1	20	1	20
能勢町	1	20	1	20	1	20	0	0	0	0	0	0	1	20	1	20	1	20	0	0	0	0	0	0
箕面市	15	246	18	300	21	354	7	126	9	162	11	198	4	72	5	90	6	108	4	48	4	48	4	48
豊中市	88	1,857	104	2,194	118	2,491	9	159	11	195	12	213	33	732	39	865	44	976	46	966	54	1,134	62	1,302
吹田市	30	460	31	475	32	490	4	64	4	66	4	68	6	87	6	90	6	92	20	309	21	319	22	330
茨木市	15	250	35	582	45	749	4	58	9	136	12	175	4	77	9	181	12	233	7	115	17	265	21	341
摂津市	5	78	5	78	6	95	2	27	2	27	2	27	2	35	2	35	3	52	1	16	1	16	1	16
島本町	5	100	6	120	7	140	0	0	0	0	0	0	1	20	1	20	2	40	4	80	5	100	5	100
高槻市	95	912	106	1,015	117	1,120	13	154	15	177	17	201	33	269	38	309	43	350	49	489	53	529	57	569
枚方市	18	324	18	324	18	324	1	18	1	18	1	18	11	198	11	198	11	198	6	108	6	108	6	108
寝屋川市	24	454	28	528	32	604	5	108	6	129	7	151	14	276	16	315	18	355	5	70	6	84	7	98
守口市	26	508	30	544	34	583	2	49	2	51	2	54	12	253	14	266	16	279	12	206	14	227	16	250
門真市	30	396	37	487	44	578	10	110	13	143	16	176	6	90	8	120	10	150	14	196	16	224	18	252
大東市	46	903	56	1,098	66	1,292	9	199	11	243	13	287	19	376	22	436	25	495	18	328	23	419	28	510
四條畷市	18	397	23	498	28	599	1	23	1	23	1	23	10	238	13	302	15	366	7	136	9	173	12	210
交野市	6	116	6	116	6	116	1	22	1	22	1	22	3	56	3	56	3	56	2	38	2	38	2	38
八尾市	84	1,321	104	1,629	124	1,937	11	198	13	234	15	270	14	238	15	255	16	272	59	885	76	1,140	93	1,395
和原市	23	443	28	539	33	634	2	37	2	37	2	37	10	209	12	251	14	293	11	197	14	251	17	304
東大阪府	120	2,249	150	2,812	190	3,559	25	516	32	661	40	826	40	736	43	791	50	920	55	997	75	1,360	100	1,813
松原市	29	380	21	399	22	418	6	103	6	103	6	103	7	142	7	145	8	164	7	135	8	151	8	151
羽曳野市	29	556	30	577	31	595	8	150	8	150	8	150	11	227	12	248	12	248	10	179	10	179	11	197
藤井寺市	14	255	16	290	18	326	6	98	7	114	8	130	8	157	9	176	10	196	0	0	0	0	0	0
富田林市	23	444	24	461	25	482	7	140	7	140	7	140	8	168	8	168	9	189	8	136	9	153	9	153
河内長野市	19	359	21	396	25	468	3	65	3	65	4	82	5	94	5	94	6	113	11	200	13	237	15	273
大阪狭山市	9	198	12	264	15	330	1	22	2	44	3	66	6	132	7	154	8	176	2	44	3	66	4	88
河南町	4	88	6	132	6	132	2	44	2	44	2	44	1	22	2	44	2	44	1	22	2	44	2	44
太子町	10	200	12	240	14	280	4	80	4	80	4	80	4	80	4	80	5	100	2	40	4	80	5	100
千早赤阪村	0	0	1	22	1	22	0	0	0	0	0	0	0	0	1	22	1	22	0	0	0	0	0	0
堺市	73	1,788	77	1,891	80	1,958	7	199	7	202	7	203	45	1,109	48	1,182	51	1,231	21	480	22	507	22	524
泉大津市	12	230	14	275	16	310	0	0	0	0	0	0	10	190	11	215	12	230	2	40	3	60	4	80
和泉市	32	652	40	814	48	976	6	120	8	160	10	200	19	399	23	483	27	567	7	133	9	171	11	209
高石市	6	114	6	114	6	114	1	19	1	19	1	19	4	76	4	76	4	76	1	19	1	19	1	19
虫岡町	5	87	6	102	7	118	1	22	1	22	1	22	3	46	4	61	5	77	1	19	1	19	1	19
岸和田市	33	633	36	690	40	764	5	87	5	87	6	104	24	478	26	517	28	557	4	68	5	86	6	103
貝塚市	11	214	13	253	14	274	1	15	1	15	1	15	7	144	8	165	9	186	3	55	4	73	4	73
泉佐野市	9	204	10	232	11	263	3	60	3	66	4	73	5	129	6	149	6	172	1	15	1	17	1	18
泉南市	10	192	14	270	18	347	1	22	2	44	3	66	7	136	9	175	11	213	2	34	3	51	4	68
阪南市	12	167	18	247	27	367	0	0	0	0	0	0	11	147	17	227	26	347	1	20	1	20	1	20
熊取町	2	39	3	41	4	55	0	0	0	0	1	14	2	39	2	39	2	39	0	0	0	0	1	2
田原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岬町	3	42	4	54	4	54	0	0	0	0	0	0	1	18	1	18	1	18	2	24	3	36	3	36
合計	1,871	34,026	2,107	38,206	2,342	42,354	444	8,262	491	9,119	539	9,998	720	13,893	799	15,357	893	16,890	707	11,871	817	13,730	920	15,486

(3) 日中活動系サービス
 ⑤ 就労継続支援(B型)

市町村	合計						身体障がい者						知的障がい者						精神障がい者					
	27年度		28年度		29年度		27年度		28年度		29年度		27年度		28年度		29年度		27年度		28年度		29年度	
	人	人/月	人	人/月	人	人/月	人	人/月	人	人/月	人	人/月	人	人/月	人	人/月	人	人/月	人	人/月	人	人/月	人	人/月
	人/月	人/月	人/月	人/月	人/月	人/月	人/月	人/月	人/月	人/月	人/月	人/月	人/月	人/月	人/月	人/月	人/月	人/月	人/月	人/月	人/月	人/月	人/月	人/月
大阪市	3,557	60,632	61,132	4,037	64,996	749	11,951	800	12,050	851	12,812	1,755	33,872	1,873	34,150	1,991	36,909	1,053	14,809	1,124	14,832	1,195	15,875	
堺市	108	1,622	1,727	130	1,946	11	213	11	225	11	237	46	869	48	893	52	923	51	540	58	609	67	666	
豊能町	25	460	510	31	560	3	60	3	60	3	60	14	280	15	300	16	320	8	120	10	150	12	180	
熊野町	39	565	615	41	585	5	65	6	75	6	75	20	360	20	360	20	360	14	140	14	140	15	150	
箕面市	178	2,876	3,038	198	3,200	20	279	21	295	23	311	95	1,739	101	1,837	106	1,934	63	858	66	906	69	955	
豊中市	433	7,991	8,482	548	10,069	58	961	64	1,060	71	1,176	220	4,903	247	5,505	274	6,107	155	2,127	179	2,457	203	2,786	
吹田市	380	6,300	6,800	420	6,900	46	756	48	792	50	828	184	3,060	194	3,206	204	3,352	150	2,484	158	2,602	166	2,720	
茨木市	321	5,324	5,457	338	5,606	41	711	42	729	43	749	207	3,718	212	3,811	218	3,914	73	895	75	917	77	943	
摂津市	61	1,058	1,112	68	1,176	7	126	8	144	9	162	49	882	51	918	53	954	5	50	5	50	6	60	
島本町	32	486	544	40	602	2	23	2	23	2	23	19	342	21	378	23	414	11	121	13	143	15	165	
高槻市	409	4,870	5,736	547	6,602	35	410	45	527	55	644	217	3,013	261	3,624	305	4,235	157	1,447	172	1,585	187	1,723	
枚方市	544	9,248	9,469	570	9,690	43	738	44	755	45	773	307	6,033	314	6,177	322	6,321	194	2,477	199	2,537	203	2,596	
寝屋川市	274	4,366	4,499	284	4,631	16	272	17	289	18	306	144	2,851	146	2,891	148	2,930	114	1,243	121	1,319	128	1,395	
守口市	270	4,874	5,159	280	5,462	35	645	36	677	38	711	175	3,398	177	3,568	179	3,746	60	831	62	914	63	1,005	
門真市	246	3,632	3,843	271	4,037	13	182	14	196	15	210	160	2,720	171	2,907	181	3,077	73	730	74	740	75	750	
大東市	120	2,226	2,322	130	2,419	31	583	34	639	37	696	67	1,333	69	1,373	71	1,413	22	310	22	310	22	310	
四條畷市	81	1,345	1,469	96	1,593	6	87	7	95	8	103	49	917	53	1,001	58	1,086	26	341	28	373	30	404	
交野市	128	2,034	2,112	137	2,171	16	251	16	251	16	251	76	1,362	79	1,416	81	1,458	36	421	38	445	40	468	
八尾市	516	8,256	9,200	634	10,144	49	784	54	864	59	944	363	5,808	403	6,448	443	7,082	104	1,664	118	1,888	132	2,112	
相原市	109	1,610	1,694	121	1,780	11	172	11	172	11	172	55	1,034	58	1,090	61	1,147	43	404	46	432	49	461	
東大阪市	980	15,912	17,345	1,145	18,993	90	1,494	95	1,577	105	1,744	500	9,572	550	10,529	600	11,486	370	4,846	400	5,239	440	5,763	
松原市	155	2,790	2,952	173	3,114	4	51	4	51	4	51	52	1,122	55	1,297	121	2,395	39	547	43	604	48	667	
羽曳野市	96	1,689	1,716	104	1,800	14	241	14	241	15	258	54	1,028	55	1,047	57	1,085	28	400	30	428	32	457	
藤井寺市	96	1,599	1,733	112	1,866	10	166	11	183	12	199	60	1,056	65	1,144	70	1,232	26	377	28	406	30	435	
富田林市	155	2,671	2,741	164	2,824	12	140	12	140	12	140	112	2,128	115	2,185	118	2,242	31	403	32	416	34	442	
河内箕野市	145	2,512	2,702	167	2,892	12	197	18	295	19	329	84	1,567	88	1,642	91	1,576	49	748	50	765	57	987	
大阪狭山市	71	1,420	1,520	81	1,620	5	100	6	120	7	140	42	840	44	880	46	920	24	480	26	520	28	560	
河南町	14	292	360	18	324	1	18	1	18	1	18	9	162	10	180	11	198	4	72	5	90	6	108	
太子町	20	300	360	28	420	3	45	3	45	3	45	11	165	12	180	14	210	6	90	7	105	9	135	
千早赤阪村	5	110	132	7	194	1	22	1	22	1	22	2	44	3	66	3	66	2	44	2	44	3	66	
堺市	1,702	30,423	32,404	1,913	34,196	145	2,349	149	2,411	151	2,450	873	17,620	905	18,269	933	18,832	684	10,454	759	11,724	829	12,914	
泉大津市	158	2,625	2,950	194	3,200	23	440	26	500	29	560	100	1,785	110	2,000	120	2,140	35	400	40	450	45	500	
和泉市	330	6,205	6,688	410	8,196	39	670	42	719	44	773	219	4,283	247	4,906	278	5,618	72	1,252	79	1,503	88	1,805	
高石市	103	1,891	1,891	103	1,891	8	96	8	96	8	96	60	1,200	60	1,200	60	1,200	35	595	35	595	35	595	
忠通町	23	359	420	35	533	3	52	4	70	5	87	16	265	18	298	23	372	4	42	5	52	7	74	
岸和田市	360	5,916	6,669	457	7,542	38	657	46	796	56	969	220	4,004	247	4,495	278	5,060	102	1,255	112	1,378	123	1,513	
貝塚市	142	2,149	2,512	188	2,845	6	95	7	110	8	126	65	1,218	76	1,424	86	1,612	21	336	23	378	28	445	
泉佐野市	128	2,557	2,839	150	3,168	19	347	24	450	31	584	82	1,837	86	2,005	90	2,189	27	373	28	384	29	395	
泉南市	109	2,025	2,260	135	2,495	16	278	19	331	22	383	80	1,539	87	1,673	94	1,808	13	208	16	256	19	304	
浪速市	151	2,554	2,914	198	3,321	11	197	12	215	13	233	106	1,897	119	2,130	134	2,398	34	460	42	569	51	690	
熊取町	61	1,043	1,134	72	1,245	3	62	3	62	4	83	39	767	43	846	47	925	19	214	20	226	21	237	
田原町	13	272	292	15	313	3	62	4	82	4	82	8	168	8	168	8	168	2	42	2	42	3	63	
岷町	48	865	989	62	1,113	0	0	0	0	0	0	37	711	42	807	47	903	11	154	13	182	15	210	
合計	12,876	217,894	231,111	14,862	248,194	1,663	27,048	1,794	28,482	1,927	30,646	7,113	194,542	7,620	142,224	8,195	151,777	4,100	56,304	4,439	60,405	4,800	65,771	

第5章 大阪府における障がい者の状況等

第1節 大阪府における障がい者数

1. 障がい者手帳所持者数等

平成26年3月末時点における、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者数、精神科在院患者数、自立支援医療（精神通院）受給者数は、表1のとおり。

また、身体障がい者手帳所持者の障がい種類別の内訳は表2のとおり。

【表1】 障がい者手帳所持者数、精神科在院患者数、自立支援医療（精神通院）受給者数
(平成26年3月末時点、ただし在院患者数は平成25年6月30日時点) (単位：人)

手帳種別	身体障がい者手帳	療育手帳	精神障がい者保健福祉手帳	合計	精神科在院患者数	自立支援医療（精神通院）
人数	386,595 (6,783)	68,745 (20,765)	68,332	523,672	15,702	137,299

※（ ）内は18歳未満（障がい児）の人数。精神障がい者保健福祉手帳は障がい児を含む。
 ※精神科在院患者とは大阪府内（政令指定都市含む）の精神科病床を有する医療機関の入院患者（府外患者を除く）
 （大阪府障がい者自立相談支援センター、大阪府こころの健康総合センター、大阪府保健医療室調べ、精神科在院患者数は平成25年度「精神科在院患者調査」による）

【表2】 身体障がい者手帳所持者数（障がい種類別内訳／平成26年3月末時点） (単位：人)

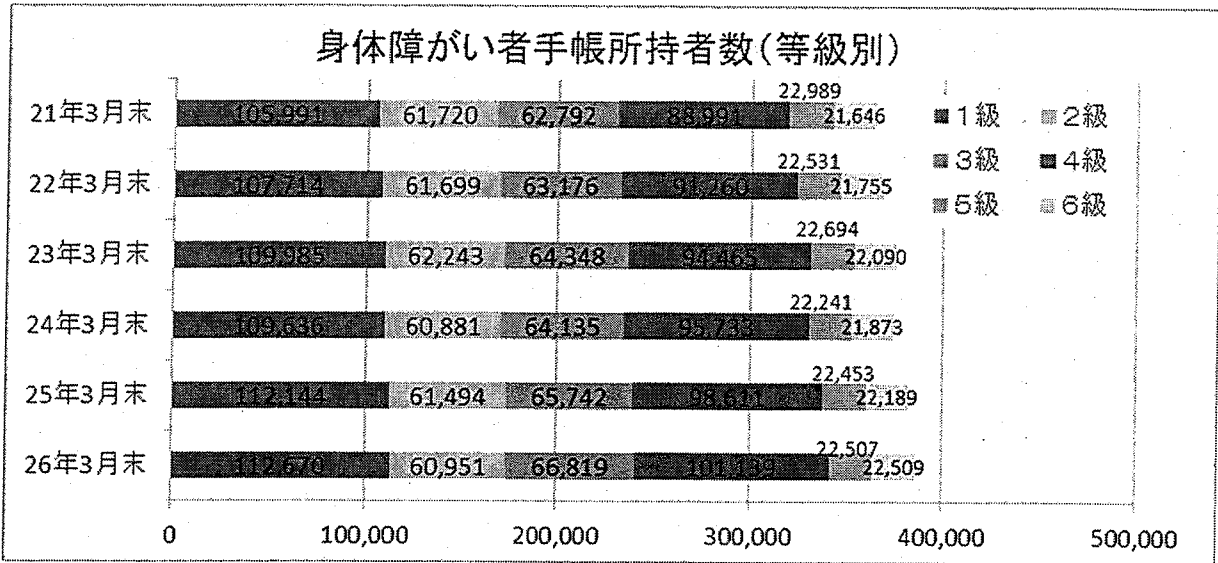
障がい種別	視覚	聴覚	音声・言語	肢体不自由	内部	合計
人数	26,275	31,153	4,913	220,664	103,590	386,595

※重複障がいのある人については、主たる障がい種類にて計上。
 （大阪府障がい者自立相談支援センター調べ）

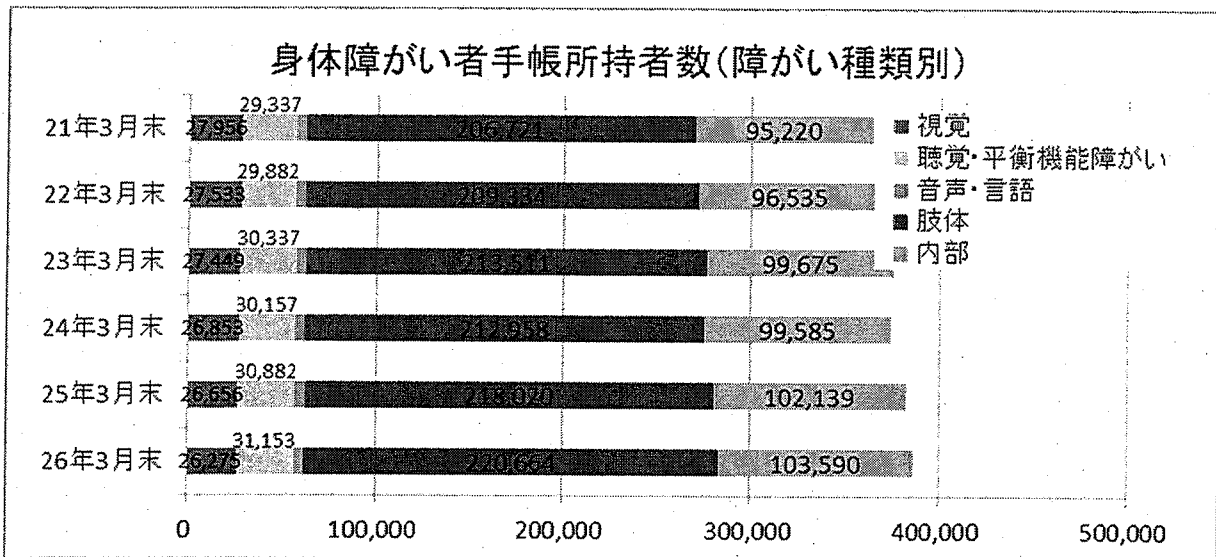
2. 障がい者手帳所持者数等の推移

障がい者手帳所持者数等の推移は、図1～図6のとおり。

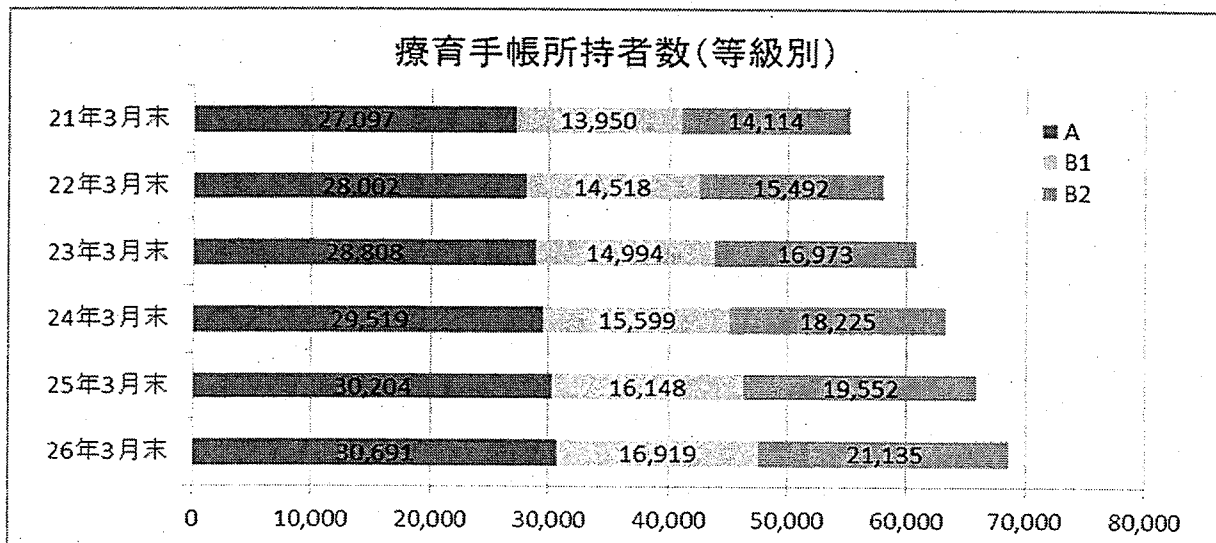
【図1】



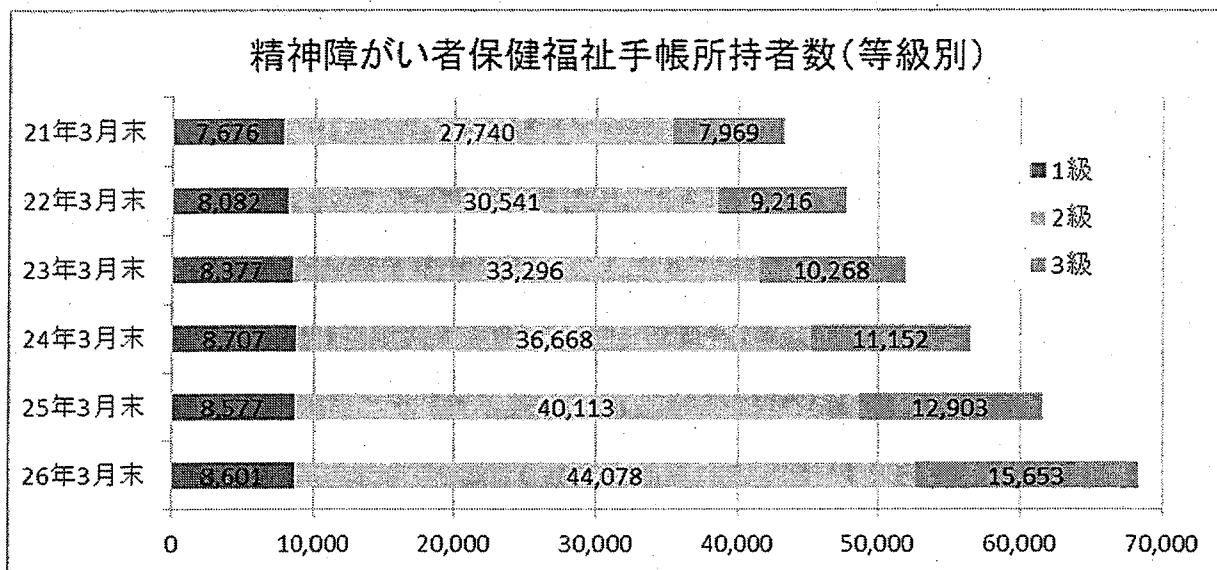
【図2】



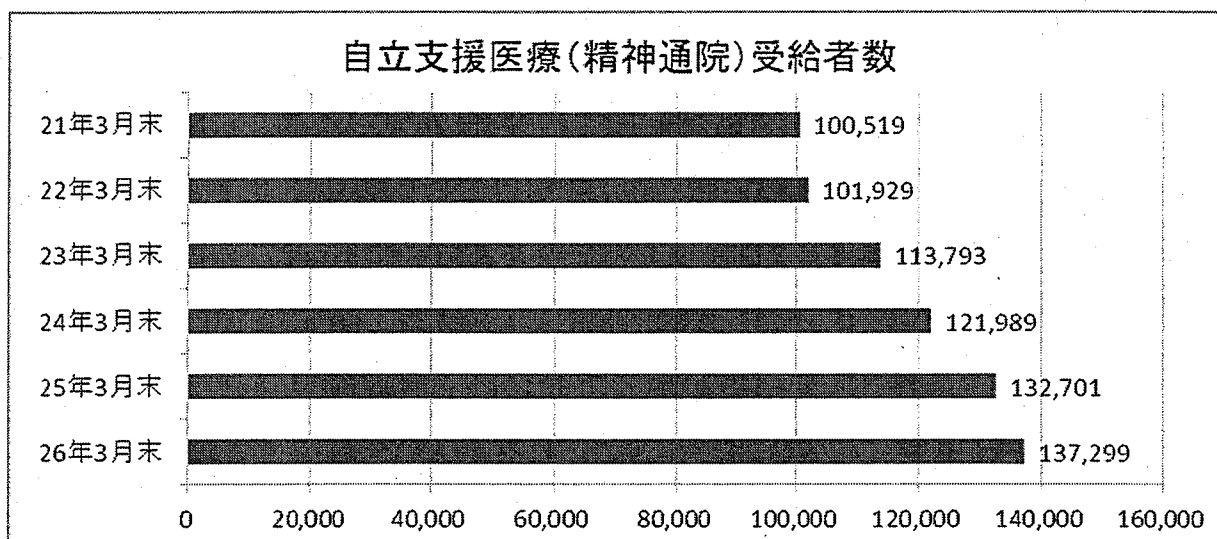
【図3】



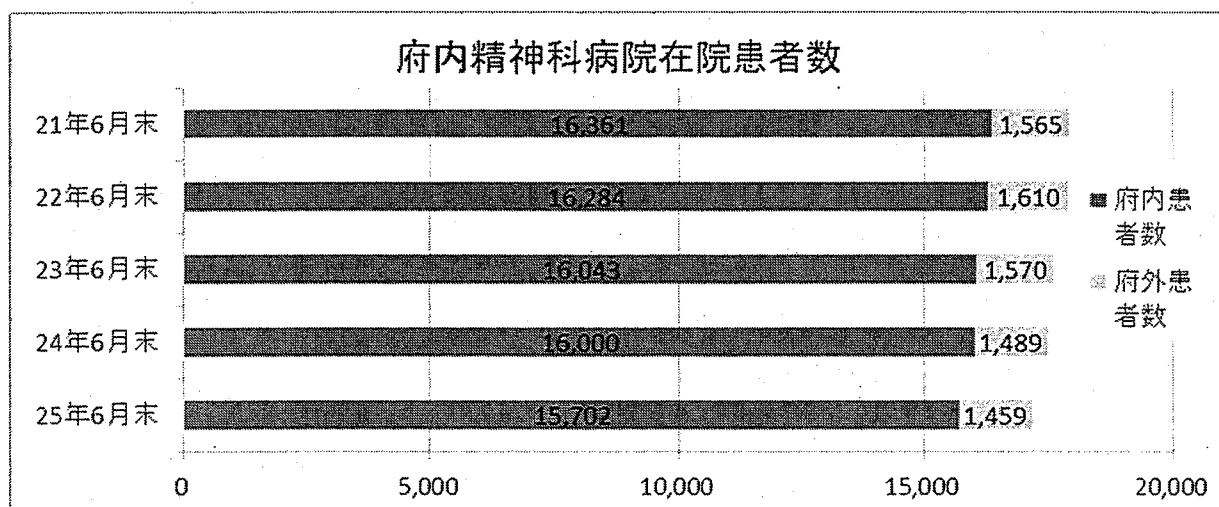
【図4】



【図5】

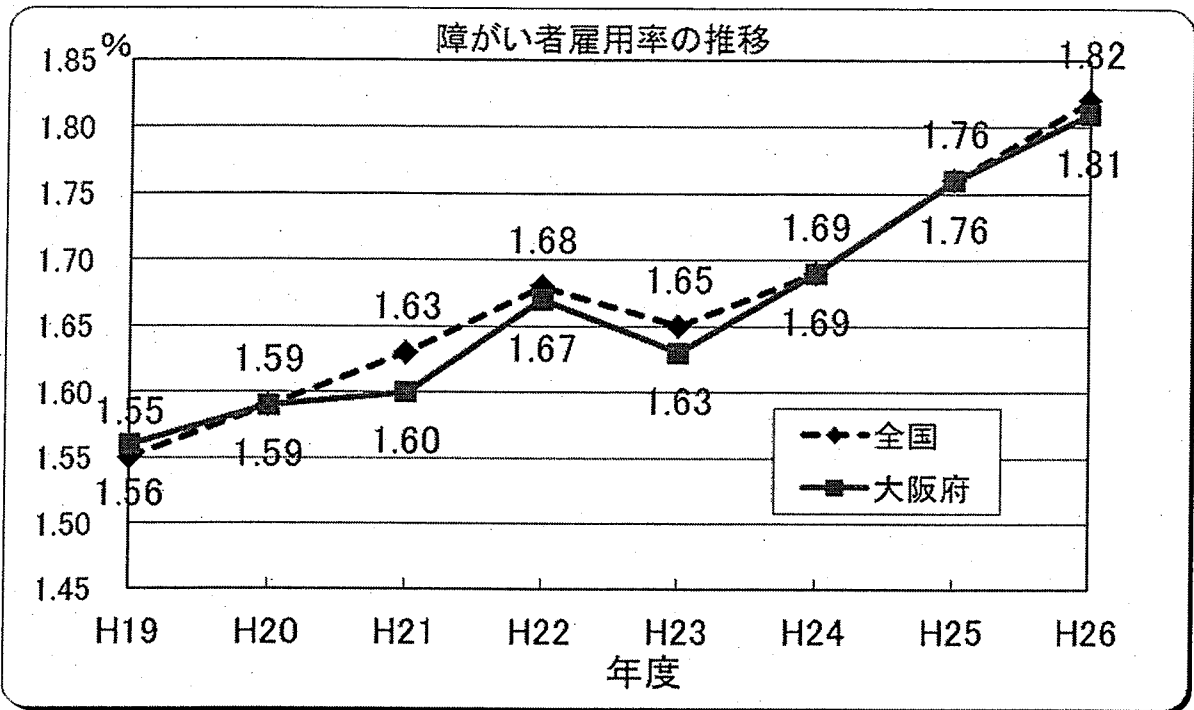


【図6】



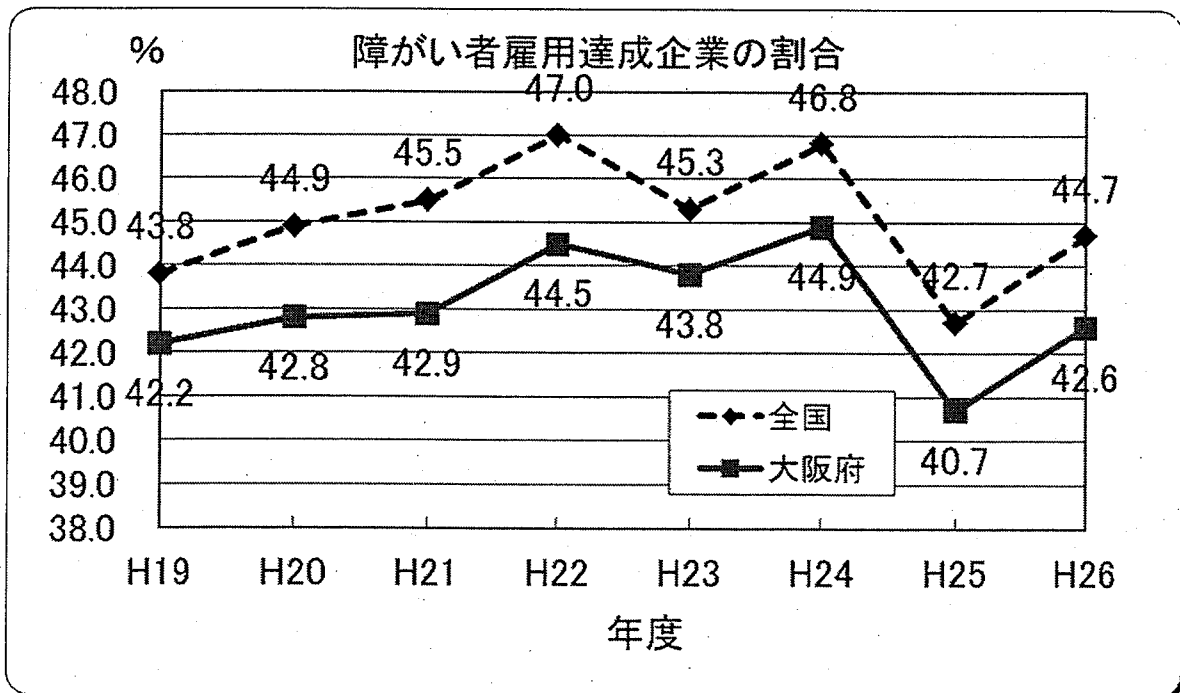
3. 生活場面「働く」

大阪府における障がい者雇用率の推移



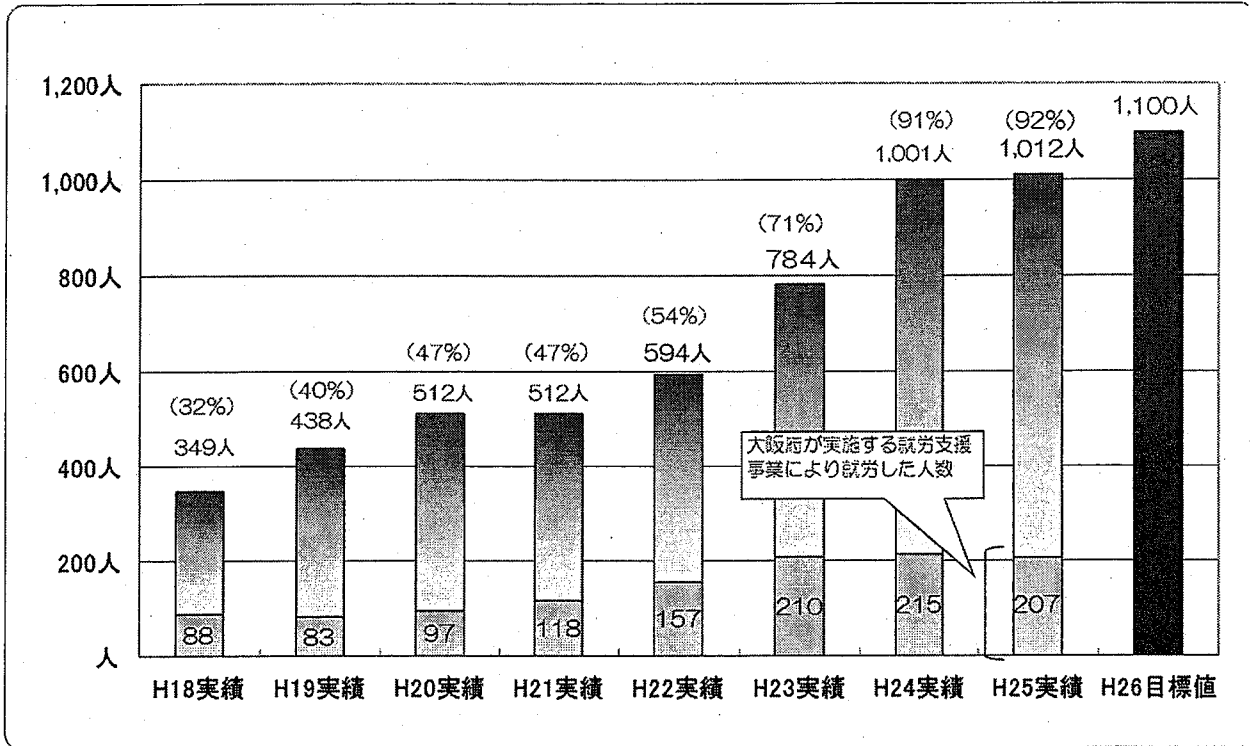
(注) 平成 22 年 7 月に制度改正（短時間労働者の参入、除外率の引き下げ等）があったため、平成 23 年以降と平成 22 年までの数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

大阪府における障がい者雇用達成企業の割合

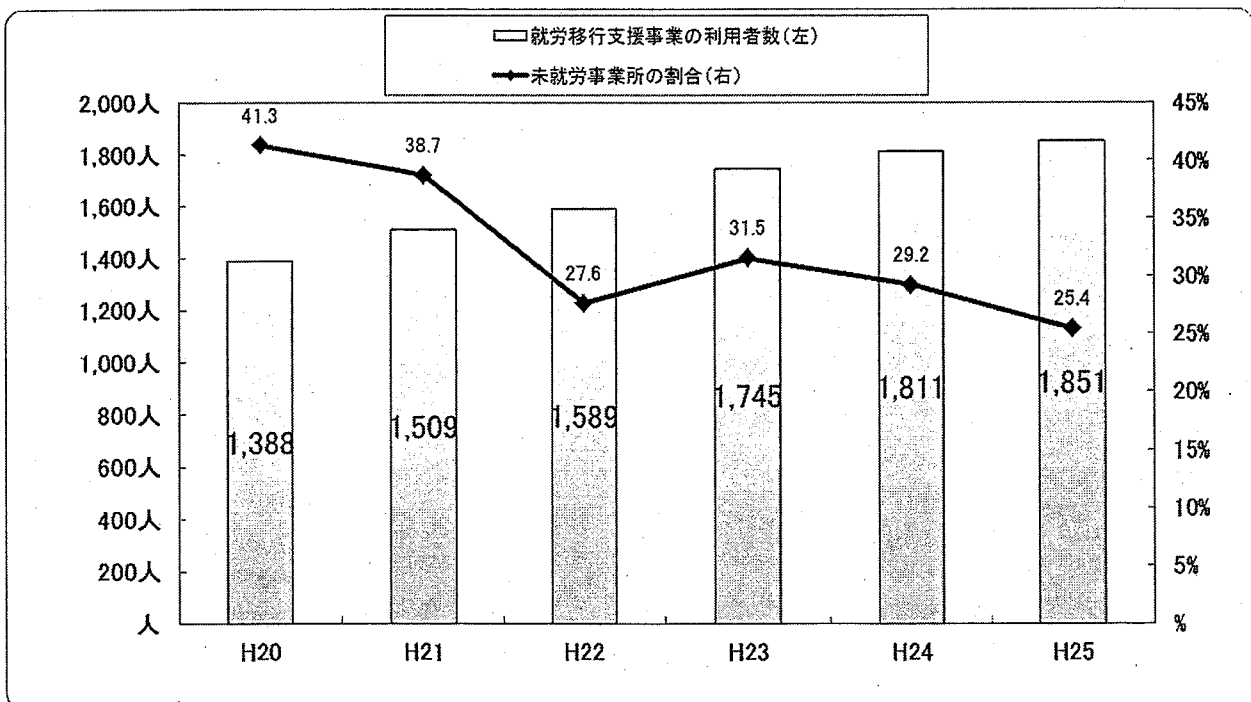


(注) 平成 22 年 7 月に制度改正（短時間労働者の参入、除外率の引き下げ等）があったため、平成 23 年以降と平成 22 年までの数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

「福祉施設からの一般就労」の数値目標(平成 26 年度において、施設を退所し、一般就労するものを 1,100 人とします)に対する実績 (第 3 期大阪府障がい福祉計画の実績)



就労移行支援事業の利用者数の実績(第 3 期大阪府障がい福祉計画の実績)
【参考:未就労事業所の割合】



就労継続支援(B型)事業所における工賃水準の数値目標(平成26年度までに、月 12,300円をめざします。)に対する実績

